令和5年定例会6月会議

豊浦町議会会議録

令和5年6月12日 (月曜日)

午前10時00分 再開

午後3時11分 散会

令和5年定例会6月会議

豊浦町議会会議録

令和5年6月12日(月曜日) 午前10時00分 再開

◎議事日程(第1号)

再開宣告

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員長報告

日程第3 諸般の報告

日程第4 一般質問

散会宣告

◎出席議員(7名)

議長8番根津公男君副議長7番石澤清司君

1番 山 田 秀 人 君 3番 小 川 晃 司 君

4番 勝 木 嘉 則 君 5番 大 里 葉 子 君

6番 渡辺訓雄君

◎欠席議員(0名)

◎説明員

町 長 村 井 洋 一 君 町 長 歩 君 副 須 田 教 育 長 葛 西 正 敏 君 総 務 長 Ш 壮 輔君 課 石 総 務 課 長 英 和君 補 佐 竹 島 財 課 淳 君 政 策 政 長 本 所 政策財政課長補 佐 宮 崎 亮 君 優 政 策財政課主 幹 武 田 貴 博 君 民 町 課 長 竹 林 人 君 善 町 民 課 長 補 佐 保 隆 史 君 久 水產商工観光課長 長谷部 晋 君 設 建 課 長 修君 武 石 生. 学 習 長 佳 昭 君 涯 課 杉谷 総合保健福祉施設事務長 藤原 弘 樹 君 ◎事務局出席職員

 事 務 局 長 荻 野 貴 史 君

 書 記 岩 崎 洋 子 君

◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、おはようございます。

本日、6月12日は休会の日でありますが、議事の都合により、定例会6月会議を再開いたします。

なお、ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。 よって、会議は成立いたします。

◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(根津公男君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、議長において、6番、渡辺訓雄議員並び に7番、石澤清司議員を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長(根津公男君) 日程第2、議会運営委員会の委員長報告をいたします。

議会運営委員会の委員長から、去る6月6日に開催されました議会運営委員会による本会議の運営等についての協議経過と結果報告の申出がありましたので、これを許可いたします。 議会運営委員会小川晃司委員長、登壇願います。

○3番(小川晃司君) 議長の許可をいただきましたので、去る6月6日に開催されました議会運営委員会の協議結果等についてご報告いたします。

令和5年定例会6月会議の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりでございます。 会議に付議されている案件は、町長からの提案に係るものとして、固定資産評価審査委員会 委員の選任が1件、農業委員会委員の任命が9件、条例の制定が1件、条例の一部改正が2件、 契約の締結が4件、一般会計等の補正予算が3件、人権擁護委員候補者の推薦が1件のほか、 報告案件では、専決処分の報告が1件、繰越明許費の報告が1件でございます。

また、議会からは、議員の派遣の発議が2件ございます。

なお、一般質問につきましては、4名の議員から13件の通告を受けたところでございます。 以上のことから、定例会6月会議の会期につきましては、2日間としたところでございます。 短期間ではございますが、円滑な議会運営に特段のご協力を賜りますことをお願い申し上げ、 議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長(根津公男君) 議会運営委員会の委員長報告が終わりました。 委員長報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 質疑なしと認めます。 よって、委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長(根津公男君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

議会におけるその後の動向につきましては、配付文書により報告といたします。

次に、本定例会 6 月会議における町長からの提出議案及びその他の資料は、それぞれ配付の とおりであります。

次に、本定例会6月会議における説明員及び委任職員は16名であります。

以上、報告といたします。

◎一般質問

○議長(根津公男君) 日程第4、これより一般質問を行います。

一般質問は、4名の議員から13件の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、一般質問につきましては、一問一答方式となっております。また、制限時間につきましては、町長等の答弁時間を除く60分以内としておりますので、併せてご承知おき願います。

初めに、大里葉子議員の発言を許します。

大里議員は、質問者席に移動願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分 再開 午前10時06分

○議長(根津公男君) それでは、休憩を閉じて再開いたします。

大里議員。

- **○5番(大里葉子君)** 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、2点について一般質問をさせていただきます。
 - 一つ目は、歴史的産業遺産D51についてです。
 - (1) D51の適正な維持管理。
- ①として、貴重な歴史的産業遺産である蒸気機関車D51-953号機、通称D51は、以前、2003年9月には、町として解体も検討されていましたが、SL保存会が参画することで保存が決まりました。D51は、全国からの保存会の尽力、ボランティア整備で塗装や補修が行われ、保存が継続しています。

とようらD51友の会の皆さんの手により、何とかD51は生き長らえて、豊浦町で余生を送っている状況です。ただ、コロナ禍で、とようらD51友の会の皆さんも集まることができず、D51の直近の塗装は2017年でした。そのときは、塗装を終え、お色直しをし、ぴかぴかになったD51に子どもたちが乗って汽笛を鳴らす体験が行われ、D51の迫力ある力強い汽笛の音がよみがえりました。

そのときの様子は、ユーチューブで見られます。ユーチューブでD51の汽笛を聞くと、昭和の古きよき時代が懐かしくもあります。

また、令和の時代を生かされている今でも、D51の汽笛を聞くとパワーをいただけるような 気がします。

ちょっと話はそれますが、D51の汽笛の音階はド・ミ・ソ・ラで、ミとソは半音下がります。 今、D51の維持管理は、完全にボランティア頼みの状況です。今後、とようらD51友の会の 皆さんのボランティア整備ができなくなるときが来たら、維持ができなくなり、D51は終了し てしまうのでしょうか。また、以前のように解体を検討されてしまうのでしょうか。

②として、現状のD51は、車両のさびや汚れが目立っており、維持管理の困難さを物語って

います。北海道のために走り続けたD51、歴史的産業遺産D51は、末永く姿をとどめていってほしいです。

D51を町有財産として考えたとき、塗装や補修、そして冬期の維持に屋根をかけるとかお金をかけて保全をして、D51がこれ以上劣化しないようにしていく、それには保存会とようらD51友の会の皆さんのご指導、ご協力を仰ぎながら、町としてD51を次世代につなげていくお考えはありますか。

③として、D51の維持管理の本音と建前についてです。

D51の維持管理について、町長から前向きなご答弁をいただけたとして、それはそれでありがたく受け止めます。しかし、実のところ町長の本音は、D51改修や維持保全に少しもお金をかけたくないという思いが頭の中をよぎるのであれば、ぜひご検討いただきたい。

D51を改修するために、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、寄附を募集して、 国鉄色塗装で往年の雄姿を再現してはいかがですか。

また、冬期の維持保全にもクラウドファンディング型ふるさと納税の寄附を活用、検討されたらいかがでしょうか。

そこで、他の自治体の取組ですが、東京都世田谷区では、世田谷公園のSLD51-272に、「甦れ!門デフ装備のデゴイチ」、昭和のSLを国鉄色塗装で甦らせたいと、目標金額1,500万円で、クラウドファンディング型ふるさと納税で寄附を募りました。

また、東京都昭島市も昭和公園のD51が製造から80年、設置から50年近くが経過したので、 もう一度D51を甦らせたいと寄附を募りました。目標金額は800万円で、結果、令和3年3月31 日現在で1,176万9,479円であり、現在は寄附の受付は終了しています。

また、D51ではありませんが、北海道仕様の特急列車で、とても懐かしい特急列車のキハ183-214が道の駅あびらD51ステーションに、キハ183-220が安平町追分資料館に、クラウドファンディングを活用して運搬されてきました。

本町でもD51の冬期の維持管理や保全と、産業遺産D51の歴史を次世代へ受け継いでいくために、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して寄附を募ってはいかがですか。

(2) D51を教育的にも観光振興への活用。

日本一の秘境駅と言われる誉れ高い称号を持つ小幌駅は、険しい海岸と断崖を貫くトンネルとトンネルの間の僅か80メートル余りの限られた空間は、秘境駅マニアの間では聖地と語られています。この小幌駅は、豊浦町が維持管理することで、日本一の秘境駅の小幌駅が存続しています。そして、この小幌駅を利用しないと見ることのできない小幌洞窟や岩屋観音、風光明媚な文太郎浜やピリカ浜の自然が保存されていて、観光振興につながっています。

そこで、D51についてですが、鉄道省D51とほぼ同型機関車が私鉄に導入された例はここしかなく、5 両が製造されたうちの1 両が中央公民館で保存されています。長らく保存されていたことでD51の状況はあまりよくありませんが、ギースルエジェクター煙突を装備していて、保存されているものは、道内で唯一と思われます。国内でも大変貴重なD51です。

この貴重な歴史的資源のD51を観光資源として、秘境駅である小幌駅のように、洞爺湖有珠山ジオパーク、ジオサイトにのせて教育的にも観光振興につなげる活用方法のお考えはありますか、お尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 1番目の歴史的産業遺産D51についてお答えいたします。

D51の適正な維持管理についてですが、平成16年から町が塗料などの必要な資材を用意しまして、道内外の有志が組織いたしますとようらD51友の会が維持・補修作業を行っておりまし

た。

通常であれば、5年ごとの維持・補修作業を行う計画でございましたけれども、ご存じのとおり、コロナ禍によって、平成29年9月を最後に現在まで補修作業が行われていないため、ご質問のとおり、さびや汚れが目立ってきている状況でございます。

令和5年度につきましては、8月にとようらD51友の会が補修作業を行う予定でございまして、解体は検討してございません。

今後につきましては、教育・観光資源としての利活用等が可能かどうかについて、とようら D51友の会や関係機関と協議し、検討してまいりたいと考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- **〇5番(大里葉子君)** D51の維持・補修作業に当たっては、今年度8月、とようらD51友の会の皆さんが来町され、補修作業を行う予定と答弁をいただきました。道内外からご参集をいただき、とようらD51友の会の皆さんのボランティア整備作業に感謝するとともに、大変ありがたく受け止めたいと思います。

また、解体は検討していませんとご答弁いただきましたが、歴史的産業遺産D51を今後とも次世代へ歴史的なものとして残す、受け継いでいくという考えなのか、今は解体しないけれども、またボランティア整備作業で塗装していただいて、それでもまた放置されて、いずれは解体されて産業廃棄物になってしまうこともあり得るのか、そこのところを町はどう考えているのか、伺います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 先ほども言いましたように、現在のところ解体は考えておりません。しかしながら、今後の利活用といいますか、私は、D51はすばらしいものだと思っていまして、広くもっともっと多くの方に見てもらいたいと考えております。例えば、鉄道博物館だとか、そういうところで展示したいとか、そういうお話があれば、また別でございまして、そういうことも含めて、将来的なことを友の会の皆さん方と、また、関係機関と協議をしながら進めてまいりたいと思ってございます。

今すぐどうのこうのということではないですけれども、いずれにしても、今のところは解体 も考えておりませんし、できるのだったら生かす形で、いつでもD51の輝ける雄姿を見られる ような扱い方といいますか、活用の仕方を考えていくべきと思っております。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- O5番(大里葉子君) 今、町長からD51は今後も生かしていく、解体はしないというご答弁をいただきましたが、それでは、D51は維持管理をしながらでも、次世代に引き継いでいくということですが、今回、歴史的産業遺産D51についての質問に、答弁書を作成していただくに当たり、D51の歴史を振り返り、ルーツをひもといてこの答弁書が作成されたのかどうか、所管の課長にお尋ねします。
- 〇議長(根津公男君) 石川総務課長。
- ○総務課長(石川壮輔君) 今回、ご質問をいただきまして、答弁書を作成させていただきました。当然、D51の歴史というところをまずは調べて、いろいろ勉強させてもらっているところです。うちの職員にも鉄道に詳しい者がいますので、その方にもお話を聞いたり、資料を提供していただきながら勉強してまいった次第でございます。
- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- **〇5番(大里葉子君)** そうですよね。例えば、D51ですが、歴史あるものを受け継いでいく ということは、この機関車D51が、どういう経緯で豊浦町に運ばれて、どのようなことを考え

て中央公民館に設置されたのか、そういうことが分かるような説明が必要だと思いますし、一つは、教育的な考え方もあるでしょうし、もう一つは、豊浦町とD51の関わり、歴史的な考え方、捉え方もあるでしょう。私も、今回、D51について一般質問をするに当たり、いろいろ調べてみましたが、年配の人から昭和3年9月に、函館本線と室蘭本線を結ぶ長輪線が、長万部から現東室蘭間の全線が開通され、そのときにD51も豊浦町を走り抜けていたとお聞きしましたので、蒸気機関車D51-953号機のD51について調べてみました。

昭和16年に汽車製造株式会社で製造され、昭和19年6月まで、胆振縦貫鉄道を走り、胆振縦 貫鉄道から国鉄が昭和19年7月に購入されて、昭和50年まで室蘭、石北、函館、千歳、幌内の 各線を走った機関車です。

それから本町豊浦には昭和3年9月、室蘭本線の長輪線が開通し、このD51は昭和19年から23年までと昭和50年に室蘭本線を走ったそうです。もしかして、私も小学校6年生くらいの頃に乗ったのかもしれません。

例えば、とようらD51友の会の皆さんが、道内外から手弁当で、ボランティア整備で塗装の補修と作業をしてもらっても、何も活用されずに置きっ放しで放置されたら困ると思うのです。町長も今後もD51を残していきたいのであれば、D51の適正な維持管理とは言えないかと思うのです。残していくとしても、とようらD51友の会の皆さんのボランティア整備だけに頼っていくのでしょうか、お尋ねします。

〇議長(根津公男君) 村井町長。

○町長(村井洋一君) とようらD51友の会だけに頼っていくのかということでございますが、 豊浦町全体のD51であるということから、やはり町民の皆様のご理解、ご支援をいただかなければいけないと思ってございます。

そういった中で、整備、塗装をすることによって、誰にも喜ばれ親しまれ、やってよかったな、すばらしいなと思えるような豊浦の財産として、そういったことを分かち合える取組が必要ではないかと思っております。

また、先ほども言いましたけれども、もしほかの町でも鉄道博物館的なものができて、例えば、胆振沿線、まとめるような話が来れば、それはD51友の会の皆さん方や関係者の皆さん方と協議をして取り組んでいければと思っています。

いずれにしても、D51である雄姿をいつまでも続けられるように、活躍してきた今までの歴史を語り合えるような形にしていくべきで、それがD51にとっても非常に喜ばしいことかと思ってございます。

〇議長(根津公男君) 大里議員。

○5番(大里葉子君) 私は、鉄道博物館という構想があってもいいのかもしれませんが、できれば、この豊浦町にD51がずっと居続けてほしいと思うところです。

もう一つは、今回のコロナ禍で、友の会の皆様も集まれないことは別として、D51をただ置きっ放しで手入れがされていなくて、手入れもされていないということは、心配もされていないという状況で、さびや汚れが目立っているD51が人の目に触れられ続けて、ある町民の方に、D51をこのまま置きっ放しで、冬期の維持保全も何もせずにしていては、このままだと朽ちていくだけだよねという話も伺いました。

それ以前に、特に教育委員会の皆さんは毎日目にしているはずなのに、このD51を何とかしようという声が、所管が違えど、今までに上がらなかったのかと思います。

皆さんの目に触れ続けているD51をどうにかしなければ駄目だよねと町長を説得、納得させるような声が上がってもおかしくはなかったと思います。

なぜかみんなで見て見ないふり、知らんぷりをしている状況で、私からすると、D51をさびつかせて、いずれは撤去しようと考えているのかなとしか思えません。歴史がいっぱい詰まっている産業遺産D51ですが、お荷物と捉えているのかなとも思います。

再質問に移ります。

- ③のD51を改修するために、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用してはについては、ご答弁をいただいていませんので、いま一度、ご答弁をお聞かせください。
- 〇議長(根津公男君) 石川総務課長。
- ○総務課長(石川壮輔君) ご質問のクラウドファンディング型のふるさと納税の活用でございますが、こちらにつきましては、利活用の方向性について、我々も鉄道に関しては素人でございますので、まず、友の会を含めた関係機関と協議をして方向性を決めて、その結果、そのための財源確保をどうしようかという中で、その一つとしてふるさと納税の活用ということも考えられてくるのかなという状況でございます。
- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- **〇5番(大里葉子君)** ふるさと納税のクラウドファンディング型ふるさと納税をするときに、 お金はかかるのですか、お尋ねします。
- 〇議長(根津公男君) 石川総務課長。
- ○総務課長(石川壮輔君) 維持管理についてどのようにしていくかということですが、そこについては、やはり、ある程度のお金がかかってくると思いますし、ご質問のとおり冬の部分で、もし屋根をかけるような方向性になるのであれば、当然、そこにはお金がかかってくると考えております。
- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- ○5番(大里葉子君) ですから、そのお金を集めるために、クラウドファンディング型ふる さと納税で寄附を募って、それを財源に充てて、D51の適正な維持管理につなげたらどうです かという質問でした。そのお金を集められるような形を取ったらいいのではないですか、お尋 ねします。
- 〇議長(根津公男君) 石川総務課長。
- ○総務課長(石川壮輔君) まずは、どういった利活用をするかというところが豊浦町としてまだ決められていないので、鉄道ファンや教育機関と協議をさせていただいて、決めてから、そういったお話に移っていこうと考えています。
- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- **〇5番(大里葉子君)** 取りあえず、(2)の**D**51を教育的にも観光振興への活用についての 再質問に移ります。

とようらD51友の会や関係機関と協議し、検討してまいりますとご答弁をいただきました。 検討していただけるとのことですが、関係機関とはどこですか、お尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 石川総務課長。
- ○総務課長(石川壮輔君) まず一つは、当然、友の会になります。それから、教育あるいは 観光というお話になってきますと、それぞれ所管する部署や関係機関、観光協会などといった ところになってくると考えております。
- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- ○5番(大里葉子君) まず、分かりました。

検討していただけると答弁をいただいていますが、検討にもいろいろありまして、検討を重ねるための検討や、前向きに検討するための検討、そして実現に向けての検討もありますが、

そのお話は後でお尋ねするとしまして、私がなぜ歴史的産業遺産D51を、秘境駅の小幌駅のように、洞爺湖有珠山ジオパーク、ジオサイトにのせて、教育的にも観光振興へつなげてはと質問したのかといいますと、私も全く無知でしたが、今回、D51についての一般質問を決めてから、D51のルーツをたどって調べてみると、D51は洞爺湖有珠山ジオパークにとても関わっているのではないかということが分かりました。

昭和19年に胆振縦貫鉄道が戦時買収され、京極線と併せて胆振線となりました。昭和19年というと、半年間、前兆活動を続け、6月23日に麦畑の平地から噴煙を上げ始め、昭和20年9月まで、地震、噴火、隆起を繰り返して昭和新山が誕生しました。当時は太平洋戦争下でありました。

胆振縦貫鉄道が戦時買収の前日の6月30日の夜にも、昭和新山が噴火を開始し、沿線一帯は激しい隆起に見舞われましたが、戦時下の鉄鉱石輸送という路線の使命上、列車の運行を休止させることもできず、各地から保線区員を集めて迂回路を敷き直し、隆起してはまた迂回路を敷き直し続けて、D51を走らせ続けたそうです。このD51は豊浦の中央公民館にあるD51です。

結局、昭和新山が収束を迎える頃には、もともと線路があった場所は、山の中腹に位置するほど地形は変化したが、列車の運行を休止することなく、D51は昭和新山の地震、噴火、隆起を繰り返す中、噴煙が上がっているすぐ近くの迂回路を走り、鉄鉱石を移送し続けました。まさに、D51は歴史的産業遺産です。

まだ私は確認できていませんが、壮瞥町に、昭和新山が噴煙を上げている横を走るD51の写真があると聞いております。ですから、D51は洞爺湖有珠山ジオパークにとてもつながりがあるのではないかと思われます。北海道の開拓にも奮闘し、北海道の産業革命の一端を担ってきたD51が、戦時下の昭和新山が噴煙を上げる中、走り続けたD51のルーツをひもときながら、歴史的産業遺産D51を教育的にも観光資源としても、どこかの鉄道博物館とかに移送しないで、この豊浦で洞爺湖有珠山ジオパーク、ジオサイトにのせて、ぜひその実現に向けて検討していただきたいです。お尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) まず、昭和新山の形成とD51の歴史とその関わりでございます。

今お話を聞いて、なるほどなと思ったわけでございます。昭和新山の形成とD51の関わりにつきましては、再度、勉強をさせていただきたいと思ってございます。教育委員会の中にも詳しい者がおりますし、そのほかにも何人か詳しい人がおりますので、それらを含めて、ジオパークにも聞いてみて、まず研究をするということでございます。

歴史的なものを全部調べ上げた上で、ジオパークのジオサイトとしてふさわしいか、ふさわ しくないかも含めまして、それらを研究していきたいと考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- **〇5番(大里葉子君)** ぜひそうしていただきたいと思います。小幌駅とともに**D**51も何か観光振興に役立てるようにしたらいいなと思います。
 - 一つ目の質問を終わります。
 - 二つ目の質問に移ります。
 - ヘルプマークについてです。
 - ヘルプマークを知っていますか。これです。

援助や配慮が必要な方のためのマークです。赤字に白抜きのハートとプラスがあるポスターやステッカーを見かけたことはありませんか。

ヘルプマークの生まれは、2012年、右足に人工関節を入れる東京都都議会議員山加朱美さん

が、外見から障がい者と分からない人は日常で様々な不便を強いられている。統一マークをつくり、理解促進をと提案されました。これを受けて、東京都はヘルプマークを制定しました。

東京都福祉保健局作成で、東京都から生まれたヘルプマークです。この取組は、現在、全国 47都道府県へと普及しています。

(1) ヘルプカードについてです。

発達障がい、精神障がい、高次脳機能障がい、内部障がい、難病など、目に見えない障がいの方々全てに使われているヘルプマークです。北海道では、希望する全ての障がい者が安心して暮らせる社会づくりを目指して、その取組の一環として、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及に取り組むことにしました。

平成29年度から北海道もヘルプマーク制度を導入し、北海道ヘルプマーク・ヘルプカード配付ガイドラインに沿ってヘルプカードの配付を行っています。

本町でも配付されていると思いますが、まだまだ町民には認知度が低いと思います。実際、私自身もヘルプマークは目にしたことがありますが、身体障がい者手帳をお持ちの方に与えられるマークなのかなと誤った認識をしていました。日常生活や緊急時において、周囲の支援や配慮を必要とする場面のときに、障がい者だけではなく、病気やけがをされている方、妊娠されている方、また、体の不自由な高齢者や人工関節を使用されている方、私も両股関節人工関節を使用していますが、また周囲の支援や配慮を必要とされる方と多岐にわたります。

本町でも、今後、ヘルプマーク・ヘルプカードを持っている方も持っていない方も共通の認識で一般的に浸透し、高い認知度で広く普及するようお尋ねします。

本町でのヘルプカードの配付方法、利用状況と促進、啓発の取組について伺います。

(2) ヘルプマークリストバンドについてです。

目に見えない障がいや疾患があり、配慮が必要な人のためのヘルプマークがデザインされた リストバンドを、発達障害当事者協会とメーカーコスモテックが共同開発され、頒布を兼ねた クラウドファンディング型で実施しています。

これは違うのですけれども、ここにこれがついているのです。そして、ここに書いて何度も 消せてというものです。看護師さんが使用されているものです。

クラウドファンディングを実施しています。目標金額70万円に対して、支援金額75万8,500円が集まり、2023年4月30日に募集は終了しましたが、このヘルプマークリストバンドが好評につき、期限なく1本送料込み1,500円で、今も追加募集がされています。

災害時の避難や職場で活用できるほか、手首に当てるだけで簡単に装着可能で、表面は特殊な加工が施されて、ボールペンで何度も書いたり消せます。発達障がいの一つの注意欠陥・多動性障害や認知症の人は物事を忘れやすいですけれども、ちょっとした予定を書いておくのにも便利です。また、声が出せない難病や聴覚障がい者は筆談にも使います。

ストラップタイプのヘルプマークは、この中にヘルプカードを後ろに入れて、防水もきちんとされており、所持、携帯されている方もいらっしゃるかと思いますが、ヘルプマークリストバンドは大勢の中でも分かりやすく、災害時に避難所等でも活用されます。そういう意味でつくられています。

ヘルプマークリストバンドを本町でも配付や備蓄の考えはありますか、お尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 2番目のヘルプマークについてお答えいたします。

1点目のヘルプカードについてですが、ご質問のとおり、平成29年10月より北海道において ヘルプマークとヘルプカードの普及の取組が開始されまして、配付のガイドラインも示された ところでございます。

本町でも、北海道よりストラップ型のヘルプマークを20枚提供され、平成30年6月号の広報とようらにおいて配付開始のお知らせを行いまして、現在までに18枚のヘルプマークを配付しているところでございます。

しかしながら、私自身もそうですが、ヘルプマーク制度の認知度は低いものと感じておりますので、改めて町広報誌やホームページ等を活用し、制度について普及啓発をさせていただきたいと考えております。

2点目のヘルプマークリストバンドについてですが、こちらにつきましては、1点目の質問にございましたヘルプマークも、災害時の避難所での援助判別に活用できるものと思いますので、まずは、ヘルプマーク及びヘルプカードの普及啓発を優先したいと考えております。

また、援助が必要な方であれば、福祉避難所であるやまびこへの誘導も可能であることから も、現時点におきまして、ヘルプマークリストバンドの配付、備蓄は考えてございません。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- ○5番(大里葉子君) 本町でも昭和29年10月から、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及の取組が開始されて、平成30年6月号の広報とようらでお知らせを行い、現在までに20枚提供されて18枚配付されたとご答弁をいただきました。

ヘルプマーク制度の認知度は低いと感じており、改めて、広報誌、ホームページ等を活用し、 普及啓発していきたいとご答弁をいただきましたが、それでは、平成30年6月号の広報とよう らにお知らせ以降、20枚提供されて18枚は配付されて、その後どのような推進啓発の取組を行 っていたのですか、所管の課長にお尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) 私も見たことはあるのですけれども、ヘルプマークそのものの認知度が低かったということで、今回、調べさせていただいて、平成30年6月号の広報とようらを最後に、その後、うちのホームページとか、広報での普及啓発はなかったと確認しましたので、改めて、ヘルプマークも含め、今、ほかにも様々なマークがありますので、そういったものも含めて普及啓発を図りたいということで、担当の係の者と、ホームページとやまびニニュース、町広報誌もありますので、そういったもので普及啓発を図らせていただきたいと考えてございます。
- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- ○5番(大里葉子君) 今後とも広報誌やホームページ、やまびこニュースやお知らせなどでも、ヘルプマーク・ヘルプカードはもちろん、ほかのカードについてもお知らせしてください。しかし、これは、単に行政側が町民に向かって伝えたということであって、町民にヘルプマークが認識されて伝わったという判断にはならないですね。平成29年から取組が開始されて今まで18枚で十分と考えるのか、いえいえ、ヘルプマークを必要としている人はもっとたくさんいるでしょうと考えるのか、そのことも含めて所管としてどう捉えているのか、お尋ねします。
- ○議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) まず、このマークそのものの認知度がすごく低いところがまず1点と、最終的には皆さんに認知していただいて、使う方が本当にそれを必要とするかどうかは使用される方の判断になってくるということと、小さいお子さんであれば、親御さんがそれをつけさせるべきかどうかは親御さんの判断になってくると思います。

先ほども言ったとおり、ヘルプマークだけではなく、ほかのマークも今はたくさんありますが、そのマークの意味も認知されていないところがあります。まだまだこのマークそのものが

認知されていないし、使用すべき方が使用していないという方もきっとおられると思いますので、先ほどの繰り返しになりますが、このマークとほかマークも含め、まず皆さんに知っていただいて、こういうものが様々な場所に掲示されて皆さんが分かることが望ましいと考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- **〇5番(大里葉子君)** 私も、今回のヘルプマークについて一般質問を決めてからいろいろ調べてみたら、たくさんのマークがありますね。

多分、このヘルプマーク・ヘルプカードで統一しようとしている動きもあるような気がします。それは、もちろん持っている人もそうですけれども、持っていない周りの方がこれを見たときに、ご支援、ご配慮が必要かなというところに行き着く、そこが大事ではないかと思っているのです。

ですから、ほかのマークももちろんですけれども、できれば、まず、豊浦の町民の皆様にこのヘルプマーク・ヘルプカードを広めていただきたいので、質問してきました。

必要としている人が多いか少ないかというと、私は、全く足りていないというか、もっともっといらっしゃると思います。例えば、令和5年2月末日現在の豊浦町要支援、要介護の認定者の人数です。要支援1が45人、要支援2が25人、ここで70人、要介護1が62人、要介護2が40人、これで102人です。ここでもう172人いらっしゃいます。要介護3、4、5の方になると、病院とか施設にいらっしゃる方もいるかもしれませんが、全くもって数が足りていないのではないかと思います。逆に、みんなに配付されて、使うか使わないかはもちろん個人の判断に任せるとか、そういうお考えはできますか、お尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) 今言われた要介護者、要支援者の数はそういう形になっていると思いますけれども、まず、このマークそのものを普及啓発していただいて、このマークをつけていることが普通だよ、逆に特別だよと思われるよりも、それを見たときに普通に席を譲るとか、普通の社会になっていくほうが私は望ましいと思いまして、こちらからあえて要支援や要介護の方に配付するということは、今のところ現場としては考えてございません。
- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- ○5番(大里葉子君) 今、現場としては考えていないという話でした。
 - 一つ、自治体ではありませんが、ある企業の取組をご紹介いたします。

北洋銀行では、2022年7月より、ヘルプカードを全店に設置し、心のバリアフリーにと、ご 高齢のお客様や障がいのあるお客様などのお手続の際に支援や配慮を必要とされているお客様 に寄り添った店舗づくりに取り組んでいます。全てのお客様に安心してご利用いただける銀行 を目指して、サービスの充実、向上に努めているそうです。すばらしい企業理念です。

この心のバリアフリーをこのまま豊浦町でも使えませんか。というより、使わなければいけないと思います。ヘルプカードを、やまびこの窓口だけではなく、役場でも病院でも設置したらいかがですか。また、社会福祉協議会のふれあい広場、健康づくり、スポーツ大会、健康まつり等のチラシ、ポスターの掲示や、必要とされている方への配付等、ヘルプマーク・ヘルプカードの利用促進、啓発に取り組むお考えはありませんか、お尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) ヘルプマークの話は先ほどしましたが、ヘルプカードにつきましては、まずは窓口のあるところで、こういったカードになります。これは、そ

ういった窓口に置いても、書かなければ駄目な部分もありますが、そういったところへの配備 は可能かなと考えてございますので、その辺は町部局とも協議をしながら、このカードの設置 については考えていきたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- ○5番(大里葉子君) 町長は、障がい者、高齢者に優しいまちづくりを目指して進めているからこそ、弱者の立場に立って、弱者に寄り添い、行政側から町民へのサービスの充実、向上にも努めていただきたいです。
 - 2点目のリストバンドについてです。

ヘルプマークリストバンドについては、援助の必要な方であれば、福祉避難所であるやまび こへの誘導も可能であるとありますが、例えば、災害時にはどうやって誘導されるのか、お尋 ねします。

- 〇議長(根津公男君) 武田政策財務課主幹。
- 〇政策財務課主幹(武田貴博君) お答えします。

災害時は、まずは災害が発生したときに、最寄りの指定避難所に避難していただきまして、 そこで職員が避難所に避難されている方の確認や受付を行いまして、そこで福祉避難所に送致 が妥当な方、要配慮者の方がいらっしゃった場合は、福祉避難所に移っていただく手順になっ てございますので、指定避難所に避難されたときに、どういう疾患をお持ちかといったところ を確認して、その後に福祉避難所に移っていただく流れになると捉えていただければと思いま す。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- **○5番(大里葉子君)** 多分、ヘルプマーク・ヘルプカードを持っていらっしゃる方は、どこか体が不自由だったりして、避難所までも大変で、そこからまた福祉避難所へというのはなかなか大変なことかと思います。

今日の質問は防災についてではありませんが、昨日も地震がありました。びっくりしましたが、スマートフォンが鳴り始めて、今、全国で揺れ動いていてちょっと心配ですけれども、このヘルプマークリストバンドは、災害時は腕に着けていたらすぐに見分けがつくということでも活用していこうという声が上がっています。

本町では備蓄する考えはございませんと言っていますが、例えば、これは1本送料を入れて1,500円なのですが、欲しい方に半分を助成するとか、リストバンドを欲しい人がいらっしゃったときに、そういう方法も検討されませんか、お尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** まずは、先ほども言いましたように、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知を図る。これは、必要な方だけではなくて、広く町民の方にまず知ってもらうということが大切だと思います。周知を徹底した上で、必要であれば検討していかなければならないということでございます。まるっきりしないよということではなくて、そういう町民の方々がおりましたら、対応していくべきかと思ってございます。

そういった意味で、先ほども答弁の中で言いましたけれども、私自身もヘルプマーク制度の 認識は低かったということで反省しております。

そういった中でございますので、まずはヘルプマークの認識を高めていく、そして、必要であれば、ヘルプマークを必要とされる人ばかりではなくて、町民全体がヘルプマークの重要性を知って対応していくことが大事であると思ってございます。まずは、周知を徹底して町民に知らせる、これが一番大事なことであると思ってございます。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- **〇5番(大里葉子君)** 町民全体にヘルプマークを知っていただいて認識を高めていくという 答弁をいただきました。

北海道へルプマーク・ヘルプカード配付ガイドラインが北海道保健福祉部障がい者保健福祉課から出されまして、平成30年2月の改訂版を持っていますが、出されたものの中にありますけれども、まず、道内市町村における普及啓発に関わる取組事例です。町内会での回覧、窓口に実物を掲示、手帳を送付する際にヘルプマークのチラシも併せて送付、自立支援等協議会への情報提供、母子健康センターによる対象者への情報提供、民生委員・児童委員への周知、そして、ここが一番大事だと思いますが、職員への周知です。まず、役場の職員の皆さんも同じ見解に立って、同じ認識でこのヘルプマークを認識して、普及啓発に努めていきたいのですけれども、この中で先ほどからホームページやとようらの広報誌等でお知らせするというご答弁をいただいていますが、民生委員・児童委員への周知とか、町内会での回覧とか、そういうものも実際にやっていけますか、お尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) 私どもやまびこで所管する民生委員とか、そういった場面での周知等もぜひやっていきたいと思いますし、高齢者も含めたサロンもありますので、そういったところで広く周知する機会があれば啓発させていただきたいと考えてございます。
- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- **○5番(大里葉子君)** ガイドラインにも書いていますが、障がいのある方とかが災害時や緊急時のため、ふだんから持ち歩き、災害時や緊急時などに周囲の人に手助けを求めたいときに、提示することで手助けを求めるものです。

ご答弁はもうこれ以上引き出せないと思うのですが、自治体は住民を守る最後のとりでです。いろいろと尽くすことが仕事ではないでしょうか。考え方をちょっと変えていただきたい。住民のために何ができるのかを考えての答弁書ではないと思いました。この課題にどう道筋をつけていくのかはあなた方の仕事です。自ら率先して、実践していく考え方になっていただきたい

公務員は、全体の奉仕者として、誠実かつ公平に仕事をすることが原則です。町長は、障がい者、高齢者に優しいまちづくりを進めているので、弱者の立場にも立って、例えば、やまびこに取りに来てくださいではなくて、届けて配付するとか、そういう思いに立って取り組んでいただきたいと思います。最後に一言お願いします。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 私は個人的に、弱者という言葉はあまり好ましくないといつも思っておりました。そうではなくて、例えば、障がいをお持ちの方とか、健常な方とか、耳がちょっと聞こえづらいとか、目が薄くなってきたとか、そういう方々も含めて、同じ町民であるという観念でおります。

それはそれとして、高齢化社会の進展もございますし、若い子どもたちもいろいろな場面がある、大人の方々もいろいろな方々もそれぞれおりますので、そういう方も全て平等、公平、均等にまずは接していく、優しいまちづくり、優しい施策をつくり上げていくということが大事であると思ってございます。

そういったことから、一つの例として、ヘルプマークについて、先ほども言いましたけれど も、まず、こういうものがあるのだと当事者の方々も町民の方々も等しく認識してもらう、そ うやって、何かあったときには声をかけたり、どうなのだとか、いろいろなことで支え合って、 助け合っていくのがこれからの社会であると思っております。

ぜひとも、そういった中で、同じ町民であれば共通認識をまずは持っていただいて、その中で支え合っていくということに尽きると思ってございます。

今回はヘルプマークということでございますけれども、まずはこの辺も一つのきっかけとして、十分に周知徹底をさせていただいて、広く町民の方々の認識を新たにしてもらうということに努めたいと考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- **〇5番(大里葉子君)** ぜひ、北洋銀行で取り組まれている心のバリアフリーを本町でも取り入れて進めていっていただきたいと思います。

これで、一般質問を終わります。

○議長(根津公男君) これで、大里議員の一般質問を終わります。 ここで、暫時休憩いたします。

> 休憩 午前11時05分 再開 午前11時15分

○議長(根津公男君) それでは、休憩を閉じて再開いたします。

次に、石澤清司議員の発言を許します。

石澤議員は、質問者席に移動願います。

石澤議員。

〇7番(石澤清司君) 3点にわたって一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目は、地域の除雪・環境整備等の支援について質問をさせていただきます。

礼文華地域・大岸地域・大岸地域につきましては、鉱山分校・豊泉地域、そして市街地という区分であります。また、山間地域は、桜、大和、美和、山梨、新山梨、上泉、新富という地域形態になっておりますし、また、本町におきましても、浜町、旭町、船見町東、西、それから、東雲2・3というのは、大体100戸以上が住む自治体でございまして、あとは大体50戸前後の地域でございまして、高齢者がお住まいのところでは除雪に大変苦慮しております。

このことについては、同僚議員も去年一般質問をして町の対応について答弁をいただいていることを認識しております。

一番大変なことは、除雪に対して大変苦慮しているお年寄りが多いと、私もいろいろな方から言われておりますし、同僚議員も質問において言われていたということから、豊浦に長く住んでいたいのだけれども、除雪で、年齢的なことから言っても子どもに迷惑をかけるわけにいかないということで、豊浦町を転出しなければならない、長く住んでいたいのだけれども、転出せざるを得ないということも事実なのです。

今、人口減少については、日本全国の自治体が何とかしなければならないということで、いろいろと政策を展開しておりますし、特に、西胆振については、豊浦町は冬の積雪が多いので、町として対応を考えて実施していく時に来ていると私は考えております。当然、金銭的なことや除雪の機械も含めて、早急に行政として対応していくべきときであると私は思っています。

なぜ、今回、私がこのような質問したかというと、雪が降っているときは、行政は大体が「来年」と言うのです。今は雪が降っていませんので、雪が降るまでにどうするのだという考え方をいただけるには、9月では遅いから、6月に聞いたらいいのではという考え方で、今回、質

問をさせていただきました。

当然、私が質問するということは、行政が今までやってきたことについて私なりに熟知していますので、その辺のところもちゃんと、私が言わんとしているところも含めて、即、こういうことで対応したいという答弁を期待するのではなく、いただけるだろうと考えて今回は質問をしていますし、私も相当な覚悟を持って質問をしております。ぜひそのようなことをよく考えて答弁していただきたいと思っています。

これは各自治体に関わることですが、環境整備ということでは、草刈りで困っている地域があるのです。特に山方面の礼文地区と大岸地区という広いところは草刈りで困っているのです。また、本町においても草刈りをするのに困っているのです。これも今までは、そこに住んでいるボランティアの人の対応で何とかしていたのです。

そのボランティアの方も、長年していたのですけれども、年齢的なものがあり、また、体を 悪くして入院したりして、そういう方がいなくなってきたことも事実で、当然、その後は草が 伸び放題という状況です。

もう一つは、これは地域の場所においてですが、ごみのポイ捨てもありまして、自治会では それも大変苦慮しているということも聞かせていただいております。

また、地域によっては、住んでいるところをきれいにするということで花壇をつくってやっている地域もあるわけでございますが、その地域は、毎月の会費を払った中で対応している状況でもありますので、そのことも含めて、除雪の問題、環境整備等の支援について、行政として、支援制度という条例でもつくって、また、給付するということも含めて対応すべきではないかと私は考えております。

また、早急に、あしたからでも、どうしていくかという答えをいただきたいという考え方で 質問をさせていただいておりますので、ひとつ答弁のほどをよろしくお願いしたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 1点目でございます。

地域の除雪・環境整備等の支援についてお答えいたします。

高齢者の方が除雪に苦慮されていることについてですが、65歳以上の高齢者の方等が高齢者 事業団や個人へ除雪を依頼した場合、1世帯当たり年額3万円を上限に豊浦町除雪サービス事 業助成金を助成しておりますが、除雪の依頼先の確保が課題の一つとしてございます。

また、歩道の除雪につきましては、歩道用ロータリーと直営や委託業者のドーザーの併用で 実施しておりますが、近年では、大岸地区や大和地区等の道道におきまして除雪がされていな い旨の苦情が地域から寄せられております。

道道の管理者でございます室蘭建設管理部にその都度連絡し、対応いただいているところでございますけれども、歩道用ロータリーが不足しているため、対応が遅れることがございます。 ご質問のとおり、自治会への除雪経費の支給や除雪機の提供も、これらの課題解決方法の一つであると考えておりますが、まずは、各自治会に直接お話をお聞きし、草刈り、不法投棄されたごみ、花壇整備などの環境整備等を含め、実態を把握した上で、課題解決に向けて検討してまいります。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 今の答弁で、除雪に困っている人がいるということだけは認識していると理解していいのでしょうか。それが少ないのか多いのかも含めて、どのように現状を町として捉えているのか、答弁をいただきたいと思います。
- 〇議長(根津公男君) 石川総務課長。

○総務課長(石川壮輔君) 除雪に困っている方がいらっしゃるというところは把握してございますが、それがどれぐらいなのかというところはまだ把握をしてございません。

よって、それぞれの自治会に赴きまして、お話をまず聞かせていただくという考えでございます。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 石川課長はなったばかりで事情が把握できないということも分からないわけではないけれども、これは昨日、今日に始まったことではないのです。もう何年前、何十年前から言われていることだと私は認識しているのだけれども、その認識の度合いについて、いま一度、ご答弁をいただきたいと思います。
- 〇議長(根津公男君) 石川総務課長。
- ○総務課長(石川壮輔君) すみません。除雪で困っているところは存じ上げているのですが、 具体的にと言われますと、そこまでは把握していない状況でございます。
- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** いることは分かっているけれども、今日まで何ら話も聞かないし、検討もしていないという捉え方でいいのでしょうか。いま一度、答弁をいただきたいと思います。
- 〇議長(根津公男君) 石川総務課長。
- ○総務課長(石川壮輔君) 結果としては、そういった状況になっていたと考えております。 今後は、しっかりとお話を聞いて課題を整理してまいりたいと思っております。
- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **○7番**(石澤清司君) 町民が困っていることに即座に対応するのが行政の役目ではないかと思っております。今のように、所管を含めて、まだ町長から答弁をもらっていないのだけれども、これを聞いて町民がどのように思うかと考えると、もう何十年前から言われているのに、いまだに対応ができていないことに、町民が喜ぶのか、がっくりするのか、どうなっているのだと考えるのか、その辺はどういうふうに受け止めますか、ご答弁をいただきたいと思います。
- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 町民が困っていることを置き去りにしていたといいますか、ちょっと言葉は悪いかもしれませんけれども、即対応をしていなかったことにつきましては、非常に反省をしなければならない部分ではあると思ってございますし、町民が困っていることにつきまして、できるだけ早急に対応することが自治体の役目でもあると思ってございます。

そういった意味において、先ほど課長が言いましたように、できるだけ早く各自治会から直接お話を聞きながら、また、どのようなことが優先されていかなければならないのかということも含め、全体的な体制についても協議をして取り組んでいかなければ駄目だと思ってございます。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **○7番**(石澤清司君) 除雪は、住民の生命、財産に関わることなのです。屋根が落ちて窓が塞がれて困ったとか、外に出られないとか、そういう事実もあるのですよ。そして、歩道も含めて歩くところがなくて、本当に車道を歩かないと買物もできないのだと。皆さんは車があると想定しているかもしれないけれども、車のない高齢者もいるのですよ。これは、生命、財産に関わることだという認識があるのかなというのが、今回、私が質問をした大きな点なのです。問題なのですよ。

私が1本質問したら、今、こういう対応を即座にしていきたいと考えていますという答弁を 私なりに期待をしていたのです。昨日、今日であれば、それぞれの自治会長に聞いて、そうい うことを含めて対応していくということですが、もうそういう状況ではないのですよ。だから、もう少し役場として、行政の職員として、受け取り方をどのように重く受け取るのか、まだ少し時間があるから、ちょっと時間を借りて対応していきたいということなのか、その辺の肌で感じることも含めて、冬期間、住民から雪が降って大変だということは電話が所管のところには何十件も入っていると私は思うのです。

これは、行政で考えていかなければならないのに、実態を把握した上で、課題解決に向けて検討してまいりますという文言が答弁の後ろに必ず出てくるのですけれども、検討するというのはどういうことなのか、この間、検討するという意味を広辞苑で調べてみました。それには、それでいいか、どうすればよいか、いろいろ調べて考えることだとありました。検討するということは、調べて考えればいいということなのです。検討なのですか。実施に向けて、具体的な支援制度も含め、重機も含め、どのようにすればいいのか、地域地域で対応が分かれるだろうという想定の中で、行政としては、こういう考え方を持っているから、今後こういうふうに対応していきたい、それについてご意見をいただきたいというのであれば、やるのだなと前向きに受け取れるのだけれども、実態を把握して、課題解決に向けて検討するということではないのです。

除雪に関しては、生命、財産がかかっているのですよ。一人でも生命、財産に関われば、その町民は、助けてくれと消防署に電話するわけですよ。当然、それは行政に報告がありますね。これからどうしたらいいかを検討しなければならないから、自治会長と検討して進めますということではないでしょう。そこら辺の危機管理というか、そこの捉え方が役場の職員として、このような考え方で済むと思って答弁を書いていることは、豊浦町で未来永劫頑張っていくわけにはいかないという一つの要因になるのではないですか。行政が一生懸命住まいしている住民のために、手となり足となり、汗を流して住民のために頑張るという姿勢を見せないと、間違いなく、ますます人口が減っていきますよ。行政の姿勢がそういうところにあるのです。住民のために汗をかいて頑張るというのが行政職員の仕事ではないですか。そこが一番大事なことなのだと私は理解している一人なものだから、行政でできなかったら、さっきの同僚議員ではないけれども、行政からヘルプカードでも出して、誰か町民でお手伝いできる人はいませんかと発信してもおかしくはないのではないですか。

行政は、住民の声を聞かないと動かないし、やらないということではないのではないですか。 自らがふだんから住民の動向をよく観察して、電話等も含め、行政がそれにどう対応するかと いうことを即座に住民にお答えするというのが行政のあるべき姿だと私は考えているのです。

私も年がいっているから、今は違うのだよということも含めて、今、私が質問したことについて、いま一度、どう対応し、どう解決していくのかというお答えをいただきたいのです。

財政的なものがなければ、政策財政課という新しい課ができたのだから、やりくりしてそちらに費用を回してでも、対応していくことが行政としてやるべき方向性でもあり、また、やるべき仕事の優先度は高いのではないかと私は考えるのです。今の答弁の実態を把握した上で、課題解決に向けて検討してまいりますという答弁を住民が聞いたら、豊浦町は頑張っているな、町民のために考えているなと思うのか、豊浦町は我々住民のことを考えていないな、もうそろそろ豊浦は諦めないと駄目かなという方が1人、2人いるということを私は心配しているのです。

そこら辺も含めて、行政としては、一人でもそういう住民がいたら、手を差し伸べて、解決 するためにはどうしたらいいのか、現場に行って当事者に話を聞いて、どう対応できるかとい うことを進めていくのが行政の役割だと考えるのです。 私の考え方に間違っているところがあればご指摘をいただき、いま一度、ご答弁をいただき たいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** るるご指導をいただきまして、先ほど議員がおっしゃられましたように、最後には検討するということになっております。私としては、町民の生命、財産を守るために、この問題、課題の解決に向けて早急に取り組んでいくという考え方でおります。

本来であれば、私も含め、ふだんから町民が生活上困っていることを十分に見ていなければならない立場の公務員でございます。そういうことが非常に希薄になっている部分も確かにあろうかと思います。町民が困っていることに対して、どう対応して、どう解決していくかにつきまして、各課が早急に、それこそ検討ではなくて協議して、町民の負託に応えるよう、できるだけ早く、また、地域の自治会の話を聞きながら、課題解決に向けて取り組んでいくということを、腹を据えてやっていかなければならないと思ってございます。

また、いろいろなこの除雪の問題、また、草刈り等の問題もあります。例えば、各自治会で草刈りなり除雪なりをやってもいいぞというグループといいますか、そういう組織が可能であるとすれば、やはり、町として支援をしながら、地域の町民の皆さん方の生活基盤、生活環境を守っていく、そういったことも私の頭の中には当然ございますし、モデル地区ということで先行してやってみるのも一つの方法なのかなという思いもあります。

いずれにしても、町民生活が第一でございますので、それらに支障を来さないように取り組んでいくことが行政の役目であり、職員の責務でもあると捉えた中で、早急に取り組んでいきたいと思ってございます。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 町長からは、前向きな答弁をいただいて、私も安心しているのです。 住民も、今の町長の答弁を聞いて安心されたのではないかと思います。

やはり、役場の職員は、現場を見るというか、雨降りでも同じなのだけれども、雪が降ったときは、自分の町道だけを見て歩けばいいということではなくて、私道も含めて、雪の状況がどうなのかということを現場に行って、そして、住まう家があるそばに行って、見て、状況がどうなのだということです。今はスマートフォンで、即座に写真を写せる時代ですよ。

その現場に足を運ぶことが、住民からの連絡がなければ、今の対応する職員の人数では行かれないこともあると思います。そこは、自治会長を含めて、どういう対応をすればいいかどうかも含めて、所管だけではなくて、豊浦町に住んでいる職員全員が所管だという考え方で、自分たちが役場まで来る間に、自分たちの住んでいる周りがどのようになっているのかということで見るぐらいの意識を役場の職員に持ってもらわないと、豊浦のまちづくりはできませんよ。

役場の職員が自ら汗を流さなければいけません。それを住民が見て、これなら俺らも頑張らないと駄目だなという気持ちになると思います。そこから始まらないと、何ぼ行政が旗を振っても住民はついてこないと私は思っています。

今、令和5年4月で65歳以上の占める割合が38%ですよ。あと二、三年したら、もう40%です。10人のうち4人は65歳以上の人たちが豊浦で住まいしているということになるのです。

やはり、これら高齢者に対してどのようにしていくか、除雪、災害を含めて、地域の環境整備をしていかないと、草は伸びてごみは落ちている、それを役場の職員がするのが当たり前だと思っている住民も少なからずいるのです。そこをしつこく言って申し訳ないが、やはり職員自ら手本を示すわけではないけれども、そういう行動を取ることが大事ではないかと思っているものですから、ぜひ即対応をしていただきたいと思います。

町の機械が入らないところはたくさんありますよ。小型のローリーが入らないところも、たくさんあります。入らないところはどうするのだということも、当然、生活に支障を来しているのですから、その辺のところをぜひ考えて、そして、早急に対応するということを、所管の課長会議で、一言、町長から言ってもらって、ちゃんとそれを所管に報告をするなり、対応をするということをまずやっていくのだということを含めて、いま一度、町長のご答弁をいただきたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 今、るる言われたことを一つ一つ胸に刻まなければならないですし、 そのことを思いながら行政執行に当たっていかなければならないことを改めて痛感したところ でございます。

いずれにしても、こういう問題は全課長、全職員が共通して念頭に置いておくべきことでございます。そういったことを念頭に置きながら、日々、町民のために仕事をすべきであるということかと思ってございます。

課長会議においても、そういったことを私から投げかけまして、一緒になって共通認識の下、 取り組んでいきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 町長から前向きな積極的な答弁をいただきましたので、1番目の質問をこれで終わらせていただきます。

2番目の質問でございますけれども、町配付の煩わしさの解消についてでございます。町配付のものというのは、各自治会で班長を決めて、町の担当の者が班長に配って、班長から各自治会の町民の皆様方に配付していただくことになっていると思っています。高齢者世帯、1人世帯、夫婦共働き世帯があり、豊浦町のそれぞれの自治会においては、班長の選出や広報や町のお知らせの配付の煩わしさにより、十分早く伝達できていないところもあるやに、私は聞かされております。

各町内の自治会というのは、行政の下請ではないのです。下請の組織ではないはずです。町内である住民が住んでいる中で、いろいろと町内のことを解決し、また、福祉も含めて対応しているのが自治会ですから、そこに町の配付するものがなければ、正直に言って、小まめに班長を選出しなくてもいいのです。中には、80歳を超えている夫婦が班長になって困っているということを聞かされて、石澤さん、何とかこれに対応できないですかということも言われているのです。非常に負担になってきているのです。

ですから、町の広報的なお知らせは、各戸に郵送して対応すべきときに来ているのではないかと私は強く思っており、行政が来年度に向けて、でも各戸配付にしようという決断になるよう、今回、取り上げております。

そのことも含めて、町としてどのような考え方をお持ちになっているのか、ご答弁をいただければと思います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 2番目でございます。

町配付の煩わしさの解消についてお答えいたします。

広報等の配付についてですが、長年にわたり、自治会の全面的な協力により、各班長を通じ、各世帯に配付していただいております。一方で、自治会構成員の高齢化や世帯構造の変化によって、自治会を通じた広報誌の配付が困難となってきている自治体も多く、全国的な課題となっております。

本町においても、今年4月に一つの自治会から高齢化とともに広報誌を配付することが困難になるときが来るため、各戸に郵送できないかとの要望があったところでございます。

ご質問のとおり、各戸郵送については課題解決方法の一つであると考えておりますが、まずは、各自治会に直接お聞きしまして、広報誌の配付業務がどのくらい負担となっているのか、 どのような課題があるかについて実態を把握した上で、今後の配付方法について検討してまいります。

〇議長(根津公男君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分 再開 午後1時00分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 石澤議員。

〇7番(石澤清司君) 先ほど質問をさせいただいた中で、もうそろそろ時代に即して、それ ぞれの町民に負担を負わせないという考え方で進めていくべきではないかと思います。

そして、このことが町内でも不協和音になっていくのです。私なりにちょっと調べてみると、 班長が3か月で替わる自治体、半年で替わる自治体、1年で替わる自治体があるように、全て ではないですが、聞いたらそういう対応をされているのです。また、班長に手当を与えている 自治会もあります。自治会長も班長を引き受けてもらうのに大変苦慮しているということも事 実なのです。先ほども言ったように、各自治会は、行政の下請の団体や組織ではないのです。 自主的に住んでいる人たちと、和気あいあいと親睦を深め、また親交を深めている。また、町 内で関わるいろいろな事業についてお手伝いをいただきながら運営しているというのが各自治 体の役目だし、または、自治会長も、成り手がいない中、本当に地域のために汗を流している というのが事実なのです。

そういうことを考えていくと、やはり、少しでも負担を軽くするということも行政としては 考えていかなければならないと思います。

また、今、自治会に入る住民も少しずつ減ってきているという話をする自治会もあります。 そういうことも考えていくと、班長の仕事のほとんどが町が配付するものを配る、回覧を配る 仕事が主だということですから、ここで、来年度に向けて、町で配付するものは直接それぞれ の家庭に郵送配付をするという時代ではないかと私は思うのです。

ただ、期限つきの配るものでなければいいのだけれども、期限が書いてあるものについては、配り終わるほうにはもう期限が切れていたという話もあるし、ほかのところには回ってきているのに、まだうちには来ていないと話される住民もいるわけです。そういうことも考えて、来年度に向けての予算を想定して対応していくという決断をしなければならないときではないかと思うのですけれども、いま一度、所管を含めてご答弁をいただければと思います。

- 〇議長(根津公男君) 石川総務課長。
- ○総務課長(石川壮輔君) 議員がご質問のとおり、広報の配付が負担になってきているというのは、直接、自治会から要望も受けておりまして、承知しているところでございます。

ご質問のとおり、そういったことを解決するため各戸郵送というところは、課題解決方法の一つだと考えているのですけれども、それぞれの自治会で状況が異なるだろうということも想定されます。

ですから、まずは各自治会にお伺いしまして、直接お話を聞いて、どういうやり方が今後一

番望ましいのかということを一緒に考えていきたいと思っております。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- ○7番(石澤清司君) 例えば、ある自治会は、町に協力はしたいけれども、配付物については直接郵送してくださいという自治会があったとしたら、それは当然、行政として対応するということになるのか。半数以上の自治会が郵送してくれということでないと対応しないというふうに取れるものだから、1自治会でも要請があったところについては郵送する、それ以外のところは今までどおり配付してもらうというように、それぞれの自治会に自由に判断してもらって対応するという捉え方も考えられるので、その辺のところは町としてどのように判断されるのかも含めて、もう一度、ご答弁をいただければと思います。
- 〇議長(根津公男君) 石川総務課長。
- ○総務課長(石川壮輔君) まずは、自治会の皆さんとお話をということですけれども、仮に 全戸に郵送をかけたということであれば、あくまでも試算上ですけれども、年間で約560万円ほ どかかるという状況もございます。

また、室蘭市の例ですけれども、例えば、自治会LINEを活用して広報とか回覧全てをデジタルで済ませているという町内会も最近は出てきているという情報も得ております。そういうところも含めつつ、自治会の方々とお話をして、どういった形が一番望ましいのかを検討してまいります。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 先ほどから何回も言いますけれども、検討で終わらないでください。 どういうふうにすることが、町民に迷惑をかけないかというところに立って、ぜひ来年の予算 に向けて対応していただければと思います。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

- 3点目は、ハザカプラントの業務・管理・利活用と方向性についてということで質問をさせていただきます。
- 一応、分かりやすく①から⑤に分けて質問をさせていただきますので、答弁をいただければ と思います。
 - 1点目は、受託事業者と業務執行確認や監督条項などについて伺いたいと思います。
- 2点目は、堆肥製造見込量、堆肥商品化及び販売見込量における収支について伺いたいと思います。
- 3点目は、残渣水は発酵を促進する資材として使用していますが、残渣水の散布が適切に実行されているのか、お伺いしたいと思います。
- 4点目は、素人集団という言葉を使ってしまいました。あまり好ましい表現ではないかもしれないですけれども、私の頭にはそういう言葉しか浮かばないので、これは謝らなければならないかなと、書いた後にそう思っております。

堆肥をつくるためのマニュアルがあるのか。海の恵みの肥料に対しての肥料取締法に基づく 表示で、原料、主要な成分含有量、使用量、特色についてお伺いしたい。

5点目は、堆肥の散布時期が限られているし、量も使用する人によって限りがある。1年間の堆肥量も限られている。この堆肥の利活用をよりよいものにするためには、土づくりも視野に入れて考えることも一案だと思うので、そのことについてもお伺いしたいと思います。

以上の5点について、ご答弁をいただければと思います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 3点目、ハザカプラントの業務・管理・利活用と方向性についてお答

えいたします。

1点目の受託事業者と業務執行確認や監督条項などについてですが、業務委託契約書におきまして、四半期ごとの業務報告及び委託業務の処理状況に関する調査について規定しております。

2点目の堆肥製造見込量・堆肥商品化及び販売見込量における収支についてですが、詳細につきましては、定例会6月会議説明資料としてお示ししておりますけれども、令和5年度におきましては、収入3,073万円、支出6,549万9,000円、収支差引額3,476万9,000円の収支不足と見込んでおります。

3点目の残渣水散布が適切に実行されているかについてですが、毎週月・水・金曜日の週3 回散布しており、1回当たりの散布量は2レーン併せて約10トンでございます。

4点目の堆肥をつくるためのマニュアルがあるか、及び海の恵みの原料、主要な成分含有量、使用量、特色についてですが、マニュアルにつきましては特にありませんが、年4回の保守点検時に、プラントメーカーが堆肥化処理や発酵管理技術について確認し、不適切な処理方法が確認された場合は指導をいただき、高品質な堆肥の製品化に努めております。

また、原料につきましては海藻類、貝類、バークであります。主要な成分含有量につきましては、窒素0.8%、リン酸0.4%、加里0.3%、炭素窒素比13.0%であります。

最後に、使用量・特色につきましては、胆振農業改良普及センターの調査に基づきますと、 作物によっても使用量が変わりますが、イネ科作物で10アール当たり1.5トン、その他作物で10 アール当たり1トンを上限として使用量を決めることとなっており、石灰やミネラルを多く含 み、畑地や牧草地等への有効利用が期待されております。

5点目の土づくりを視野に入れた取組ですが、現在、本年4月からの新たなリサイクルセンター運営委託事業者等とともに、堆肥化処理の確立や高品質な堆肥の製造に力を注いでいるところでありまして、土づくりに関しましては、今後の動向も見極めて判断してまいります。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- ○7番(石澤清司君) まず、1点目の再質問をさせていただきたいと思います。

去年、いろいろなことがあって、再発防止という観点から町としても対応をしていかなければならない中で、業務委託契約、また、監督条項などに欠落していたところがあるということで、今年度の4月1日からは、そのようなことをちゃんと委託契約の中にうたって対応していくというお話は聞かせていただいたのですけれども、その辺のところを、いま一度、確認という意味で質問をさせていただきたいと思っています。

まずは、業務執行上の義務規定ということで、業務の実施計画や実施記録の作成及び提出を 義務付けているという理解でいいのか。それから、業務の監督条項なのですけれども、行政側 が必要と認めたときはいつでも指示を与え、不適切な行為の中止、変更、補正などを命ずる権 限を明示しておく必要があると私は考えるのですけれども、そのことについてまず、業務執行 上の義務規定、それから業務の監督条項について、その辺を条項として網羅されているという 理解でいいのかも含めて、答弁をいただきたいと思います。

2点目の収支状況の見込みでは、収入不足だということなのですけれども、この間、議会に提出された資料を見ますと、令和5年度、令和6年度、令和7年度、令和8年度と、歳入不足になるという資料をいただいております。これを何とか黒字にする手だて、方法というものを、この機会に皆さんと知恵を出し合って、対応していかなければならないと私は考えるのですが、その辺で目安として考えていることがあれば、ご答弁をいただきたいと思います。

3点目は、適切に実行されていると受け取っていいのか、今年の3月31日で、地下タンクに

貯留されている残渣水はどのぐらいの割合なのか、今年度も、完全に終了していないですけれども、その辺のところを含めて、次年度の一番使う状況の中で対応できるという理解でいいのか、そのことについてご答弁をいただければと思います。

4点目は、堆肥づくりにマニュアルがないということですけれども、私の素人的な考え方でいくと、マニュアルがないということは、製品にばらつきがあるかもしれないという考え方もできると思っています。私が見ているところでは、海の恵みの原料は、海藻類、貝類、バークということですが、石灰やミネラルを多く含むとうたわれているのですけれども、海の恵みですから、塩分、炭酸カルシウムはどのくらいの含有率であるのか、使う側にしてみれば一番心配なところなのです。例えば、バケツ1リットル中に水で溶かせばどのぐらいの塩分の含有率なのか、販売する側を考えれば、その辺にも気を使って対応していく必要があると思います。

肥料取締法に基づいては、使う上限は明記しているのですけれども、使う上限が明記されているということは、それ以上使うと問題発生になるかもしれないということと、もう一つ、この堆肥の特色として、土壌改良とか、根づけの促進がいいとか、熟成の回復によいとか、リンゴ、イチゴ、稲、ブドウ、サクランボ、野菜等に適しているという理解でいいのか、その辺のところも含めて、分かっている範囲内で結構ですので、ご答弁をいただければと思います。

5点目は、堆肥の散布時期が限られているし、量も使用する人によって限度もあるということです。そして、1年の堆肥にしても、当然、数量が多くても何トンという制約があるので、このようなことを考えていくと、これを堆肥ではなくて有機肥料として、海の恵みをよりよい肥料として使っていただく考え方の中で、いろいろなものと混ぜ合わせて、土づくりをするという前提で販売することも、今後の堆肥を活用するのに考えていく必要があるのではないかと思うのですけれども、5点についてご答弁をいただければと思います。

〇議長(根津公男君) 長谷部水産商工観光課長。

〇水産商工観光課長(長谷部 晋君) まず、1点目の業務執行計画を提出しているのかということですが、契約書の中では、出すような規定はしてございません。

調査項目のところでは、業務の変更もそうなのですが、一応、密に連携してございまして、 その中で契約に違反するようなことがないかどうか、そういったことも含めて調査というか、 ふだんから業者の方と連携して進めておりますので、違反的なことはないと思いますけれども、 万一のためにということで、契約書の中で調査をするという規定を設けてございます。

2点目は、黒字にする方法について何か考えはあるのかですが、現在のところにつきましては、収支計画をご覧いただいて、詰まらない収支計画かなと思われたと思います。収入も毎年同じで、歳出も備品と修繕費が変わるぐらいで、それ以外は変わってございません。

ただ、現在のところ、今年の4月から新たな手法というか、委託業者も替えて進めておりますので、今後どうなるかはまだ分からないところもございましたので、このような収支計画をつくらせていただきました。

現在、東京のほうにも購入について確約をいただいておりますので、そこを見極めながら、 今後はさらなる黒字に向けて、いろいろやっていきたいと思ってございます。

3点目ですが、地下タンクにある残渣水の量ですけれども、最近、量ってございませんが、まだ地下タンクに入っている状況で、今後、週3回散布していくと足りなくなるのですが、それ以前に、1トンタンク、2トンタンク、3トンタンクで、貯留している部分がございますので、そこも使いながら堆肥化処理を進めていきたいと考えてございます。

4点目ですが、マニュアルはございません。製品にばらつきが出るのではないかというところでは、町長の答弁にもありましたとおり、年4回、プラントメーカーの指導がございますの

で、今のところ、プラントメーカーは求めているやり方で行っておりますので、それほどばら つきはないとは考えてございますが、万が一のときには、プラントメーカーの指導もございま すので、それに基づいて高品質な堆肥をつくっていきたいと考えてございます。

また、何に適しているのかということです。いろいろな作物に適しているという、胆振農業改良普及センターのかなり古い調査ですが、その中では適しているということで、実際に購入していただいている業者とか農家の傾向を見ますと、イチゴ、トマト、ナス、カボチャ、アスパラ、トウモロコシ、ブドウ、リンゴ、サクランボといった作物に適しているということで使われております。

最後に有機肥料として、土づくりのために販売してはというところでは、先ほどお話ししま したけれども、実際に製造できる量が決まっていますので、そこがもっとたくさんできるよう になれば、土づくりに関しても考えたいと思いますけれども、現段階では、製造量が決まって おりますので、まずは販売に力を入れていきたいと考えてございます。

〇議長(根津公男君) 石澤議員。

〇7番(石澤清司君) これから私が質問することについて、勘違いしないでいただきたいと 思いますが、私が質問すると、話し方が下手なものだから、責任追及をしているかのように取 られる嫌いがあるのですけれども、そういうことではありません。

これは何が課題なのかということは、私は二、三、捉えているのですけれども、所管も含め、 町部局も分かっていることなのかと思っております。そして、どう解決するか、どうすればい いのかということも考えているのではないかと思っています。

やはり、一番は、この課題を解決するためにどうするのだということですが、この堆肥については、先ほど課長が言ったように、製造量が決まっているというところがネックなのです。 やはり、収支不足になってしまうというところが大きく影響しているのではないかというのが私の捉え方なのです。

もう一つは、職員2名体制でここの運営管理の全てをやっているということが、大変な仕事を職員2名でよくやっているなと私は思っています。やはり、ここは2名体制ではなくて、豊浦町の一番重要な事業として、いろいろな人を巻き込んで、体制づくりをして、組織をつくって、どうしたらいいのだと考えていくようにしないと、去年いろいろな事件が起きたことも含め、あと5年したらホタテ漁師がいなくなるのだというのなら話は別ですけれども、ホタテ漁師がいる間は、一般廃棄物、雑物については、残渣水も含めて上がってくるわけです。ですから、そこをどういうふうにするのが望ましいのかということも考えていかなければならないと思います。

ですから、まずは体制づくりを構築して、いろいろな人の意見を聞きながら、原課の2名の職員が少しでも楽になるような仕事の体制づくりをしてほしいのです。これは一人で何ぼ頑張っても、やる仕事というのは限られるのです。そこに今まで負担をかけてきたから、いろいろな問題が発生して即時に対応できなかったということも反省しなければならないと私は考えているのです。

ですから、その辺の体制づくりも含めて、所管に全部を任せるのではなく、対応していくことも考えていかなければならないし、もう一つは、業務委託をしているのですけれども、当然、それには経費がかかっているものですから、収入不足になることは当然なのです。

ここは、今後のことも含めて直営でやるのだという考え方を持たなければならないと思うのです。

それから、1市2町で共同処理について協議会ができているわけでございまして、その協議

会と豊浦町の考え方として、その辺をどういう整合性を持って豊浦町として対応していくのか ということも、所管の課長と係で対応することは、もう不可能なことなのです。

その中で、町長としては、豊浦町として単独の物の考え方、捉え方でやっていくということも一つの考え方としてあるのではないかと思うのです。

だから、やはり行政にも限界があるのです。そこをみんなで知恵を合わせて考えていくべき ではないかと思うのです。

それならば、どうすればいいのかということで、私もいろいろと調べてみました。

一つは、堆肥と肥料の違いは何なのかというところを勉強させてもらいました。堆肥というのは、自然に発酵、腐熟させてつくった肥料で、自然に発酵し、腐熟、腐敗した土壌を熟成させてつくった肥料なのだということです。肥料というのは、作物の成長を促進させるために、有機質肥料、無機質肥料、直接肥料、間接肥料、速効性肥料、緩効性肥料などに分けて、広義には土壌改良資材も含むということで肥料という考え方になっていると、調べたらそういうことなのです。堆肥というのは、自然発酵させて、今、豊浦町でもやっているもので十分だということですけれども、そうではなくて、進んで肥料にするということです。

今、国でも、2050年までに有機肥料の関係で化学肥料は減らしなさいということをうたっていることも事実なのです。この肥料に土を入れて、いろいろなものを混合させて、有機肥料をつくるという考え方に立たないと、そういう形にしないと、収支不足も含めて解決しないのではないかと素人ながら考えてみました。

そして、有機肥料というのは、高分子化学物で、炭素にくっついている様々なミネラルを、 土の中の微生物が分解して、低分子化にすることで植物が取り込めるようになるということが 言われております。また、化学肥料は、最初から低分子なので、微生物の出番がないというこ となので、有機肥料によって土の中の微生物が分解して、植物が根から取り込んでいくのだと。 だから、基本的には土を無機質にするのだということが私も調べて分かりました。

そういうことを考えていくと、やはり、堆肥ではなくて有機肥料としてこれをつくっていく という考え方に立つべきではないかと思いました。

令和5年1月24日の新聞では、比布町で農業生産法人が年間1万トンの生産をするということで、有機農業を支援するということも含めて、有機肥料の生産をするのだというようなマスコミ報道があったのです。

そういう方向も含めてやっていかないと、収入不足はいつまでも続くし、堆肥だけなので、 使う農家さんも限られるので、有機肥料として販売し、それに土も混ぜ合わせて販売すること もいろいろ研究してみるということはよろしいのではないかと私は考えるのです。

今、るる質問をしましたけれども、これは私の考え方ですから、今言ったからそうしてくれ ということではないです。ただ、そういうことも視野に入れて考えていくためには、当然、体 制づくりなり組織も含めて考えていく必要性があるのではないかと思いますし、海の恵みを活 用するにしても、使う農家さんが使ってみて最高によかったという評価を得られるような、堆 肥ではなくて肥料にしていかなければならないと思います。行く行くは、そういう方向性で対 応していくということが必要ではないかと思います。

それらのことも含めて、いま一度、検討してみる考え方があるのかないのか。決して私が言っていることが正しいわけではないので、問題解決のために、いろいろな方々からの知恵や意見も入れて対応していくような仕組みづくりも考えて進めていかなければならないと考えます。 その辺の答弁をひとつお願いしたいと思います。

〇議長(根津公男君) 須田副町長。

〇副町長(須田 歩君) 私からは、体制づくりについて答弁させていただきます。

石澤議員から様々なご意見をいただいております。現行の職員の体制ですけれども、2名体制で行っているところです。確かに、人数が少ない中での業務対応ではございますが、漁業系一般廃棄物処理施設運営業務につきましては、従来から委託業務ということで、この間、町が委託して取り組んできたものでございます。本年4月からは、民間事業者が受託者となって施設運営をしているところですので、民間のノウハウも十分に活用しながら、また、リサイクルセンターを運営している実績もある事業者ですから、常に意見交換を交わしながら、どのように効率的に説明ができるかというところも十分に話し合いながら進めていきたいと思っています。

基本的に民間事業者ができるものについては、直営ではなく、民間で頑張っていただく考えも持っております。また、直営という議員からのお話もございましたので、そういった考えも一つあろうかと思いますけれども、まず、4月から民間事業者に変わったというところもありますので、しばらくお時間をいただきながら、今後の体制なり業務運営をどのように進めていくべきかというところも見ながら進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(根津公男君) 村井町長。

〇町長(村井洋一君) 私からは、議員からありました 1 市 2 町との連携について申し上げます。

これも大切なことでございまして、しばらく会議はなかったと思ってございます。そういった中で、以前、本町は本町として取り組んでいるところですよとも言っており、そういった状況でございました。

堆肥と肥料ということですが、堆肥については主に土づくり、肥料というのは直接的な花とか作物の肥料として与えられるものという認識でございます。当然のことながら、国では、有機肥料について拡大を推奨して進めているところでございます。

いろいろな見方がございます。今のところはまだ黒字化になっておりませんけれども、当然 のことながら、収支改善に向けて取り組んでいくということも一つの方向性として持ち合わせ てございます。

ただ、有機肥料という考え方も、当然、持っていかなければ駄目ですし、時代の流れによって、環境という中でのプラントの運営事業も考えていかなければ駄目だということですので、 多角的な方向からプラントの収支改善に向けて、これからも取り組んでいきたいと思ってございます。その中の有機肥料ということも当然頭に入れながら、今後に向けての取組をしていきたいと考えてございます。

〇議長(根津公男君) 石澤議員。

〇7番(石澤清司君) 方向性としては、今までのような状況であれば、どんな手品を使おうとも、不足することは間違いないのですよ。

なぜかというと、先ほど課長が言ったように、製造量が決まってしまうのです。何ぼあそこでつくっても、決められるのです。100トンなら100トンしかできなくて、それ以上のものはできないのです。当然、条例で値段が決まっていますね。それを計算したら、収入が不足するというのは当然なのです。極端な言い方をすれば、それでも処理をするのだという考え方です。一般廃棄物の残渣水、雑物を処理するのだという考え方で、今、行政側は答弁したのだと思っています。

私が言うのは、これを肥料として、いろいろな作物の成長に関わる肥料として対応していっ

たらいいのではないか、そうすれば、制限のある海から上がったもののほかにいろいろなもの を混合して販売することができるのではないですか、そうなれば、もしかしたら収支も黒字に なるかもしれないというのが私の基本的な考え方なのです。

ですから、有機肥料をつくるのだという考え方でないと、一歩が進まないのです。足が出ないのです。ただ、このものを処理するのだ、堆肥で処理すればいいのだという考え方から発想の転換をして一歩踏み出さないと、そういう視野も生まれてこないのです。そういうことも含めて、いろいろな人から意見を聞くのだということも、今日からでも遅くはないので、その辺のところも含めて、町長がリーダーですので、リーダーシップを発揮するということになろうかと思うのです。

ですから、町長には、私の言ったことができるのかできないかも含めて発信していただいて、これは私の一議員としての話ですから、いろいろな立場の人に投げかけて聞いていただくことも必要ではないかと考えていますし、有機肥料としてこれを活用していかないと先は見えないのだというのが私の考え方です。

私の質疑の時間がもうなくなりましたので、いろいろと申し上げましたけれども、町長として、今後の考え方や方向性も含めて、いろいろな方の意見を聞く状況をつくって、所管も含めて内部的に検討して方向性を決めていきたいという考え方になるのか、ならないのかも含めて、最後に町長のご答弁をいただければと思います。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 議員がおっしゃられることは、私もよく理解しているつもりでございます。有機肥料というのは、これからの日本の農業を支えていく非常に大きな柱の一つだと思ってございます。そういうことで、有機肥料は有機肥料として頭に置きながら、また、違う有機肥料の考え方もあると思います。いろいろな方々のご意見を聞いて、それを研究していかなければ駄目だと思っております。いずれにしても、堆肥ばかりではなくて、肥料という考え方に立っても研究が必要であろうと思っています。

今はまだはっきりと頭の中にはありませんけれども、いろいろな有機肥料への持っていき方 も考えていかなければ駄目だと思ってございます。

議員と私は同じような方向性ではないかという捉え方でおりますので、今後とも、何かありましたら、いろいろなお知恵をお貸しいただきまして、よりよいプラント運営につながるよう、ご支援を賜りたいと思ってございます。

- 〇議長(根津公男君) 石澤議員。
- 〇7番(石澤清司君) 3点の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- ○議長(根津公男君) これで、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、山田秀人議員の発言を許します。

山田議員は質問者席に移動願います。

山田議員。

〇1番(山田秀人君) 一般質問を行います。

今、国会も会期中でございまして、6月21日で終わるということで、解散の風もあるやに聞いております。我が町はまだまだそこまではいかないのかなと思いますが、最近のマスコミの報道を見ますと、個人情報保護条例ができまして、二、三日前ですか、この西胆振でも自衛隊の名簿が提供するに当たって、コピーもできると。しかしながら、ここには除外申請という制度がありましてね、私はそういうものがあったら、コピーはしないでくれということを、周知徹底するという、そういうその条例のところに項目がありましてね、本町はそういうのは、閲

覧にとどめておるということでありまして、そのような最近の身近なことがあると、いわゆる 個人情報がみだりに狙われて、法律・条例違反というふうにならないように、ぜひ当局でも十 分注意していただきたいということであります。

さて、一つ目の質問ですが、学校給食費の無料化であります。

学校給食費については、私も一般質問でもう3回、4回と質問をいたしております。今回、令和5年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が3月に閣議決定されまして、それをどう活用するかということで、議案の説明もありました。残念ながら、学校給食費の無料化事業には適用されず、ほかのところにお金を使うようであります。これはぜひ使っていただければなと思ったのですが、これらを踏まえて、どうやって学校給食の無償化を進めていくかということで質問をしていきたいと思います。

まずは、答弁をいただけますか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 1点目の学校給食費無償化についてお答えいたします。

令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業についてですが、国や道の生活支援及び子育て支援策に該当しない方々への支援を計画しております。

学校給食費の無償化につきましては、これまでも一般質問において答弁させていただいておりますが、平成29年度から、保護者の負担軽減として、子育て支援事業において給食費の半額助成を行っております。

令和5年度以降も、引き続き現在の取組を継続してまいります。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 本町において給食費は実質的に半額助成をしているわけですから、これは設置者負担と保護者負担がありますけれども、そういうふうに分けて、保護者の負担、給食費の補助というふうにしていると思うのですが、確認します。
- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 学校給食費の今実質半額の減免ということを子育て支援策で行っておりますが、あくまでも、設置者負担という考え方ではなく、今、学校給食費の金額等には賄い材料費等の食材負担を給食費で取っておりますので、その中の半額を助成している形で今は支援しております。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** それが一般的な設置者負担と、これは学校給食法という法律があるのですね。その中で、運営にかかる経費というのは、いわゆる設置者負担という言葉なのですね。 そのほか、設置者が負担すべきもの以外のもの、それが食材費で、これらについては保護者が負担するのだよという現行制度というか、そういうことになっているのですね。

本町の場合は年額どのぐらいになったのですか。例えば、小学校、中学校の月額、年額は幾らの金額になっていますか、伺います。

- ○議長(根津公男君) 杉谷生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(杉谷佳昭君)** 小学生につきましては、月額4,200円、年額5万400円となってございます。中学生につきましては、月額5,100円、年額6万1,200円という形になってございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 半額にして、こういう金額ですか。
- 〇議長(根津公男君) 杉谷生涯学習課長。

- **〇生涯学習課長(杉谷佳昭君)** 今言ったのは本来いただくべき金額で、この半分ですから、小学生の場合は4,200円なので2,100円、中学生の場合は5,100円なので2,550円となってございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 本来いただくべきというか、助成をしなければそういう金額なのですね。それで、道内の給食費というのは、平均で小学校で月4,500円です。中学校では平均5,259円で大体似通っているというか、ちょっと安いというような金額です。

もともと2分の1で、たしかこれは過疎債の補助事業を使っているので、350万円を借金しているというか、過疎債を発行して、事業費に充てているということで、それは今年度も間違いありませんね。

- 〇議長(根津公男君) 久保町民課長補佐。
- **〇町民課長補佐(久保隆史君)** はい。同様に過疎債を財源に充てております。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** そうすると、大体倍にして約700万円ですので、700万円を借りれば全て無償化できる、過疎債の事業にできるということになりますね。これはそういうふうにはできないのですか。首長の判断、町長の判断、あとは財政的な問題とかいろいろと理由をたくさん並べて、できないと答弁をすると思うのですが、これはやろうとすればできるのですね、伺います。
- 〇議長(根津公男君) 本所政策財政課長。
- **○政策財政課長(本所 淳君)** そうですね。過疎債の対象になります。ただ、ソフトの過疎 債については上限がありまして、現在、豊浦町は上限を目いっぱい使っていますので、こちら のほうで増額しますと、ほかのところでその分を下げることになってしまいます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** それでは、余計なものを使わないで、こちらを優先にすればできるということですね。上限というのは、全体的なものでしょう。例えば、何十億円も過疎債を発行できるのだけれども、それ以上になるとエンジェルスの大谷選手のような年俸になると、もう過疎債を発行できないですが、そういうことなのでしょう。それだけではないのでしょう。全体の中でということですね、伺います。
- 〇議長(根津公男君) 本所政策財政課長。
- ○政策財政課長(本所 淳君) おっしゃるとおり、全体の枠の中でということでございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 分かりました。やれないという理由は既にないということになりますね。

さて、去年の12月に質問しているのですけれども、義務教育はこれを無償とするという規定があるのです。それで、学校給食法では学校給食が教育の一環であるといっているのです。そうすると、日本の全ての子どもたちが、教育として学校給食を保証されるためにも、国が責任を持って無償化することが必要ではないかという論理になるわけです。

これについては、町長も同じ意見ですか。憲法で定めている以上、そのとおりだということでありますか。そこが最近の議論になっているのです。執行者である町長の意見というのは、たしか12月にもおっしゃっていましたけれども、ここのところはお認めになるということでしょう。いかがですか。

〇議長(根津公男君) 村井町長。

〇町長(村井洋一君) 給食費の助成については、全国様々で、いろいろな形でやっている自治体が多いです。場合によっては、第1子のみとか、第2子のみとか、小学校だけだとか、中学校のみだとか、いろいろなパターンがあるというのが実態であります。

私としては、今、議員がおっしゃられましたけれども、個人的には自治体によって差があるのは望ましくないと思ってございますし、全国一律で取り組むべきものは取り組むべきだなと思ってございます。

〇議長(根津公男君) 山田議員。

〇1番(山田秀人君) この間もそういう答弁をなさったのです。これは、憲法第26条にうたわれている条文です。ですから、憲法を守る、憲法を尊重するというのは、国も都道府県も同じなのですよ。同じスタンスで憲法に従って行政を進めていくというのは当たり前の話です。ところが、学校給食法という法律に基づいて、負担についてはいろいろと議論されてきたのです。しかし、昨年の国会の答弁で、全額無償にすることは学校給食法では禁止はしていないのだという答弁が永岡大臣からあったのです。それを機に、学校給食の無償化が全国に広がりつつあるということなのです。流行したのです。今、はやっているのです。

ですから、豊浦町も遅れないで、こういう流れに乗って子育て支援を進めていくということが町長の政策判断として必要ではないかということですが、いかがでしょうか。

今、それぞれの自治体で半額助成とか全額助成をやっています。令和4年には、赤井川村、 黒松内町、日高町、平取町、こういうところで給食費の無償化が実施されているということで あります。

ぜひ、この無償化について、来年でもいいから、検討、調査というよりも、もう実現したほうがいいのではないですかということなのです。いかがですか。

〇議長(根津公男君) 村井町長。

○町長(村井洋一君) 繰り返しになりますけれども、前回も答弁したとおり、財源が確保できた際には考えていきたいと思ってございます。

また、現在、無償化については、たしか全国1,718市町村の中で254の自治体、14.8%という 状況でございまして、まだまだそんなに進んでいないのかなという思いでございます。しかし ながら、町としても、その流れに乗り遅れないようにしなければならないと思ってございます。 いずれにしても、財源確保に際して実施するべきものは実施しなければならないと思ってございます。 います。

〇議長(根津公男君) 山田議員。

○1番(山田秀人君) 令和3年9月の議会で、このことについて町長が答弁しているのです。 財源が確保できた際は無料化を考えていきたいということで、このときにそういう答弁をしているのです。その前の令和2年12月にも無償化を考えていきたいと答弁をしています。

今、議事録を見ながら言っていますが、財源確保ができませんか。あと350万円をそれに積み増しすれば無償化ができるのですよ。本所課長が言ったように、全体の過疎債の中に、ちょっとどこかはなくなるではないですか。もう上限だといっても、過疎債の返済が終わるものもあるから、来年辺りにはその分の350万円が浮いてくるのではないですか。財政的にはどうですか。そうなったときに、町長、やりますか。どうですか。

〇議長(根津公男君) 村井町長。

〇町長(村井洋一君) 政策財政課とともに考えていかなければならない話でございまして、 同じ過疎債でもやらないと困る事業も当然あるわけでございますので、やればありがたい事業 とやらなければ困る事業の色分けをしながら組み込んでいかなければ駄目だと考えてございま す。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番**(山田秀人君) 執行機関には財政運営というものがありますから、いろいろなところにお金を使わなければいけないというのは、町民の方々も十分に分かっていることであります。しかしながら、義務教育については、無償であるという憲法第26条に基づいて、時の為政者はこれをやるのだという方々もいるわけですから、ぜひそのことを踏まえて無償化について、早期に実現を図っていただきたいということであります。

政策判断ですから、ここでやるやらないの話を、ここでするわけにいきませんので、町長は、 ぜひこのことを忘れないで、次の年の財政会議、予算編成でも組み込んでいただければと思い ます。

学校の給食無償化については、以上であります。

○議長(根津公男君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩午後2時11分再開午後2時20分

- ○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 2点目の質問は、国保税子どもの均等割減免についてであります。

国保の未就学児の均等割の半額軽減が負担軽減を求める運動によって2022年度から実現しております。赤平市、陸別町、上富良野町では、18歳までの均等割を全額免除、旭川市や大雪広域連合、ここの構成町は、東川町、美瑛町、東神楽町でありますが、18歳までの均等割の半額減免の実施など、道内7市町で国の制度よりも拡充して行っております。

本町の取組について、今申し上げたような状況を実現するためにどういうことをするのか、 伺うものであります。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** 2番目の国保料、国保税、子どもの均等割減免についてお答えいたします。

国保税、子どもの均等割減免における本町の取組についてですが、健康保険法の一部改正によりまして、令和4年4月1日から未就学児に係る国民健康保険税の均等割額半額減免措置を行っております。

ご質問の他市町の取組事例では、国の制度を拡充し、18歳以下の子どもまで均等割額の全額免除または半額減免を実施しているところでありますが、国民健康保険事業では、法定外繰入れ解消に向けて、税率改正を令和7年度までの予定で進めてございまして、本町において現行の減免制度を拡充することは、法定外繰入れを増やすことになり、現在の法定外繰入れ解消に向けた取組にも影響するため、現時点における減免制度の拡充の考えはございませんが、今後の法定外繰入れ解消状況を見ながら、減免対象年齢の拡充について考えてまいります。

〇議長(根津公男君) 山田議員。

○1番(山田秀人君) 国保の事業という狭い会計の中では、今おっしゃったように、道のいろいろな考えというか、法定繰入れも解消しなさいということで、都道府県が国保の事業化を進めていったということです。ですから、この事業の中では限界があるということであります。しかしながら、この答弁書にもあるように、他市町の取組事例では国の制度を拡充して、18

歳以上の子どもまで均等割の額を減免しているのだということであります。

これは、どういうことなのですか。法定外繰入れというか、市町村単独の市町村長の独自事業として行っているわけですか。一般会計の中で処理していれば、国保事業には繰入れしない格好になりますでしょう。そういうことでほかの町村はやっているのではないですか。今のこの答弁書で言うところは違うのですか、伺います。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 議員のおっしゃる他市町村事例等の財政的な中身まで、今回、詳しく調べることができませんでした。ただ、国保の事業勘定だけで見ると、赤字繰入れをして、この事業を行っている、拡大している市町村もございますので、一般会計の中でやっているのかどうかは、対象市町村の財政的な中身を詳しく調べた上で、理事者に報告したいと思います。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) このことについて、私は、もう何度となく、国保が都道府県化になるときに、保険税が高いからもっともっと安くしなければならないということで何回も質問しているわけですから、そういう先進地のデータを、どういうところが減免できて、どうなのかということを、国保担当課としては手持ち資料として持っておくべきだと思うのです。竹林課長が持っていてもしようがないです。あなたは転勤するわけですから、町民課の国保税の制度として、どういうデータを持っているのかをきちんと持っていて、私のような質問が毎回あるわけですから、そういうものが来たらすぐに、よく質問してくれた、こういうことですといってくだされば、一般質問をしなかったのにということになるのです。町長に同じような手紙を書くから、またまた質問をするわけです。

これは言っているとおり、国保税、国民健康保険の事業は、法律では法定軽減を子育て世帯にどんどんやっているわけですよ。負担軽減を制度として、国も言わざるを得ないのです。そういうことで、大分図ってきたわけです。ですから、その残りの子どもの均等割、これを納めさせる、それはこちらで補助するようにして面倒を見るということになれば、豊浦町の国保に入っている18歳未満の子どもはそんなにいないわけですから、課税状況調べをいただきまして、それは見てきませんでしたけれども、そんなにいないはずですから、これをやったところで、先ほどの学校給食の無料化にしても、そんな金額にならないはずです。

ですから、ぜひこの部分をお調べになって、どのぐらいの財政負担をしなければならないのかは調べてあるのですか、伺います。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 大変申し訳ございませんが、財政負担の部分についても、現在はまだ出しておりません。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** それでは、この質問は保留にして、また続きは9月にします。私もも う1回データを調べて質問します。転勤しないで、そこで待っていてください。よろしくお願 いします。
 - 3点目の質問に移ります。

加齢性難聴の補聴器の購入助成についてです。

これも私は一般質問を結構やりました。助成の実現について、令和2年12月にもやっていますし、つい最近もやっています。そういうことで、分かると思います。ぜひこの実現を求めて、どういうふうに実現できるのか、このことをまず伺います。

〇議長(根津公男君) 村井町長。

○町長(村井洋一君) 3番目の加齢性難聴の補聴器購入への助成についてお答えいたします。 補聴器購入への助成の実現についてですが、本年7月から8月にかけ、豊浦町介護保険事業 計画策定のためのアンケート調査の一つとして、要介護認定を受けていない65歳以上の方を対 象に実施する予定でございます。そのアンケート調査事項において、現在の耳の聞き取り状況 や補聴器の使用状況の内容を設問としております。

また、地域包括支援センター職員において、高齢者世帯や独居世帯への実態把握を目的とした訪問も実施しております。

これらのアンケートや訪問結果によって現状やニーズを把握しつつ、関係者の意見等の聞き取りを行いますが、令和4年6月会議において答弁しているとおり、これらの課題につきましては、地域的なものではなく、高齢者全体の課題として、本来であれば補装具支給制度等の公的制度により助成支援されることが望ましいものと考えております。

今後につきましては、国や北海道の動きを注視しつつ、他自治体の状況や取組も参考としながら判断したいと考えております。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** これも2回か3回質問しておりますが、これは2019年ですから、令和元年でしょうか。調査研究していきたいという町長の答弁があるのです。

このときは、補聴器のことを結構いろいろやったのです。聴力障害ということになりますから、私も大分難聴気味ですが、身体障がい者になるまでのレベルではないのです。それでも、もやもやとしゃべっている方の声がよく聞き取れなくなる、これは加齢性難聴の部類に入るわけです。

たしか、日本では70デシベルですね。そうなると、一番軽い6級でしたか、そういうことになって、支援があるのです。ところが、WHO、世界保健機構では、聴力が中程度の難聴、いわゆる41デシベルを境に補聴器を使用するべきだということを令和元年9月の会議でも言っているのです。

このことについて、なるほどだなと町長が言ったかどうか分かりませんけれども、調査研究 していきたいということですが、その後、どうなりましたか、伺います。

- 〇議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) 私も昨年6月から今の部署に来ていますけれども、 昨年6月に、同じような補聴器の関係でご質問をいただいて、様々な助成制度がされていて、 今、山田議員が言われたとおり、世界基準では41デシベル以上ということを世界保健機構、W HOで言われているのと、日本では、70デシベルということで、今、デシベルダウン運動がさ れています。日本は基準が高過ぎるのではないかということで、そういった声も上がってきて いるのも実態でございます。

私ども保険福祉係が担当で、係員も調べたり、近隣自治体の助成制度を調べたりして、今、 どれぐらいがいいのだろうという検証をしています。先ほども町長が答弁したとおり、今年は 介護保険のアンケート調査をすることで、今回、アンケート調査の中に、今言われたような項 目として、まず、ふだんの会話やテレビの内容が聞き取れますかという質問をしています。そ こで、聞き取れるという方はそれで終わりなのですけれども、ちょっと聞き取りづらいとか、 聞き取れないという方がいたら、聞き取れない方には補聴器等の機器を使っていますかという ことを次の設問で聞いています。使っていますとなれば、補聴器を使っていると思いますし、 いいえと答えた方には、次の設問で、なぜ補聴器などの機器を使っていないのですかという質 問を再度させていただいて、これからアンケートを配るのですが、今のところは、大きな支障 がないから使っていませんとか、医療機関で耳の診察を受けるのが面倒とか、どんな機械なのか、購入方法が分からないからとか、機器の値段が高いからとか、複数回答をするような方法でアンケートを取らせていただきます。実態として、聞き取りづらい方がどれぐらいいて、補聴器をしていないのは、どういった理由でしていないのかということもアンケートの中に盛り込ませていただきますし、先ほど言ったように地域包括支援センターで高齢者の実態調査も実施しておりますので、そういった方がどのくらいいらっしゃるのか、まず、実態把握と併せて、今まで他自治体の支援制度等も検証してございますので、そういった中で、現場としてはこういった状況ですというところを理事者と協議させていただきたいと考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 介護事業の中でアンケート調査をするということですから、介護対象者でない人は、全部なのですか。何歳からも、若い人からもという意味なのか。役場の人にこうやって聞く人が以前はいたけれども、今はどこかに行ってしまったけれども、そういう人たちもある程度は対象になるかと思います。そういうアンケートの取り方にするのですか。
- ○議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) 今、対象としては65歳以上の方で、要は、介護のサービスを実際に受けていない方を対象に、1,300人ぐらいの対象者はいるかと思いますけれども、そこが全部になるか分からないですが、それぐらいの方、要は、今介護の認定とか、そういったのを受けていない方を対象に調査をさせていただきます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番(山田秀人君)** 補聴器の値段を見ると、安いものから高いものまで、精度もいろいろあるのですね。そういうのはお調べになっていますか、伺います。
- ○議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- **〇総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君)** 高額なものでは30万円くらいするものもあると聞いていますし、耳かけ型とか、差し込み型とか、いろいろなものがあります。

うちのドクターに聞いたら、まず、耳鼻科にかかったほうがいいよと、まずは自分に合った ものを選ぶことが必要だと言っていましたので、耳鼻科を受診してもらうよう促すということ もこの支援制度に必要かと考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 私どもが生活相談を受けて町民のお話を聞くときに、耳の遠い人がいっぱいいて、喉が張り裂けるぐらいでしゃべらないと聞こえない人もいるのです。一回、耳の検査をして、もしかしたら保険が利くかもしれないし、身体障がい者になったら、いろいろやってくれるよと。いや、豊浦町なんてそんなことはしないのだと、よく調べないで言う人がいるのですけれども、そういうお年寄りが結構いるのです。そういう制度が分からないと。

なおかつ、身体障がい者ではなくて、70デシベルではなくて、WHOがやるぐらいの中で補 聴器の購入を促す一つのきっかけとしてアンケート調査をするのならいいけれども、あくまで も今の70デシベルの中で、身体障がい者になるか、ならないかぐらいでやってしまうと、はっ きり言って、これは遅いのです。

そこら辺のところの調査をきちんとできるかどうかです。そういう方々の把握も必要です。 なおかつ、聞こえなくなると、社会参加を全然しなくなってしまうのです。これもまた介護 を増やす原因なのです。ですから、これは非常に重要なのです。社会性がないと、だんだん家 に引き籠って病気になる、こういうこともWHOの調査結果として報告されているのです。

ぜひ、その線に従った調査をすべきだと思うのですが、どうですか。介護の調査はそれに見

合った格好でやれればいいのですが、いかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) まず、先ほど言った内容でニーズ調査をさせていただいて、山田議員にもお送りさせていただくと思いますので、その部分を答えていただいて、多くの方の意見を聞いて、また、先ほど言った高齢者を訪問した実態調査とか、毎年毎年テレビの音量が上がっている方は結構いらっしゃると思いますし、まさに難聴が進んでいる方もいらっしゃると思いますので、今回は、先ほど言った調査や訪問調査を基に検証して、豊浦町の実態はこうなっていますということを町部局と協議させていただきたいと考えてございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 十分に調査をやって、高齢者の方々も社会参加、政治参加もできるような、いろいろな集会にも出られるような、そういう環境を整えていくべきということです。 ちなみに、WHOは、65歳以上の3人に一人が難聴を抱えているという見解を発表しています。そして、高齢者の健康にとって重要な課題にもなっているのです。

北海道の調べでは、2022年、去年の5月末時点で、道内の自治体で補聴器購入助成事業を実施しているのは18あるのだということです。近いところでは、蘭越町、赤井川村などでやっています。あとは、北見市、東神楽町、東川町でこれをやっていますので、補聴器導入についても、高齢者対策も含めて、ぜひ大いにやっていただきたいということであります。一つの政策提言であります。

続きまして、4点目の質問ですが、交通安全対策についてです。

これも昨年質問をしました。町でも関係機関と協議するということだったのですが、交通量調査など、この成果と今後の対策を伺います。答弁をお願いいたします。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長(村井洋一君) 4点目、交通安全対策についてお答えいたします。

1点目の交通量調査の成果についてですが、広報とようら令和5年3月号の記事で公表しましたとおり、昨年7月28日から10月25日までの約3か月間、豊浦中学校線の学校給食センター付近におきまして、国土交通省北海道開発局と連携した可搬式ハンプ実証実験を実施し、速度抑制効果を検証する材料として、設置の前後期における同路線の交通量、平均速度及び規制速度超過割合を比較したデータを開発局からいただきました。

結果につきましては、上下線ともに平均速度が時速2キロメートル程度低下し、速度抑制効果は若干見られましたが、開発局と協議した結果、今回設置した場所を含めて、同路線は勾配道路であり、ハンプの耐性や通過時における交通事故の危険性などの問題から、同路線にはハンプの設置がなじまないという結論に至りました。

2点目の対策についてですが、ハンプの設置結果を踏まえて、現在、警察と協議を進めており、ソフト面といたしましては、豊浦中学校線における速度違反車両の取締りの要請、ハード面といたしましては、豊浦小学校周辺の規制速度時速30キロメートルのエリアをゾーン30プラスに指定し、専用の路線表示や標識により、安全意識を高めたり、ラバーポールなどを設置して視覚的に道幅を狭く感じさせたりなどといった対策を検討しております。

また、本年5月、豊浦中学校線の豊浦小学校付近に信号機つき横断歩道を設置していただくよう警察に要望を提出しており、現在、警察による現地調査を進めていただいているところでございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** ここも昨年の12月に一般質問をしましたけれども、私はそこの沿線に

住んでいるものですから、状況は刻々と分かるのですが、やはり、大型連休のときの交通量のすさまじさは、時速30キロどころではなく、60キロ、70キロで下っていくという状況です。ぜひ、何としてもこの状況を解決していただきたいというのが地域住民の願いです。

本来、道道から町道へ行くあそこは5トン以上の車は降りて来られないのでしょう。それな のに結構走っているのですが、どうなのですか。そこら辺のところも含めて、警察と打合わせ というか、そういうことも認識してやっているのかどうか、どうなのですか。

- 〇議長(根津公男君) 武田政策財政課主幹。
- **○政策財政課主幹(武田貴博君)** 豊浦小学校から中学校線のトラックの走行状況でございますが、標識には表示しているのですけれども、なかなか守られていないというのは我々も認識してございます。

警察にも、5トン以下のトラックのみ通行可ということで、5トン以上のトラックが通行した場合に取締り等ができるのかという相談も持ちかけておりますが、なかなか勾配がある道路ということで、そういった中で途中でトラックを止めて違反切符を切ることが難しいというお話もいただいているところでございますので、我々としましては、5トン以上のトラックが通られない標識の在り方とか、そもそもあの路線が時速30キロの制限速度の通路であることをもっと大きく啓発することを実施して、対策を考えていきたいと思います。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** あそこを走行していると、大体にして標識が小さいです。それから、かすれて、何が書かれているのか分からず、もやもやとなっているのです。標識を替えるのは北海道でしょうか。それ以外に、町としても、町有地に大きく何かをやって、ここは時速30キロですとか、もうちょっと啓発するような交通対策事業費としてお金をかけたらいかがですか。

今回、町長の答弁がありましたけれども、路面の表示は、一時、減速路線とか道路に何か書いていましたが、もっとドライバーが分かるような周知をして、ここは時速30キロだなというふうにして、学校が二つもあるところですから、ここら辺の周知徹底というか、町としても注意喚起の表示等もいろいろ工夫すればできるのではないですか、どうなのですか。

- 〇議長(根津公男君) 武田政策財政課主幹。
- **○政策財政課主幹(武田貴博君)** 速度とか一時停止の標識がかすれているというご指摘がございました。令和4年度に、標識がかすれている部分が5か所、一時停止の標識が2か所ございましたので、警察に要望を上げて交換が完了してございます。加えまして、路面標示でなかなか認識しづらい部分があるというご指摘もございましたが、町長の答弁でもお話をいたしましたが、今後はゾーン30プラスという取組を検討しております。

ゾーン30プラスとは、速度抑制に向けた大幅な啓発の表示とか、道路自体を狭く感じさせるようなラバーポールを設置して、時速30キロメートルの速度制限であることを強く啓発する仕組みですが、そちらを導入しまして、速度抑制に努めていきたいと考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番(山田秀人君)** あの道路は、ほかの人が通らないのが一番いいのですよ。町民だけが通ると。そういう制度はないのですか。
- 〇議長(根津公男君) 武田政策財政課主幹。
- **○政策財政課主幹(武田貴博君)** 全国的な事例を確認いたしますと、時間を区切ってバリケードを人為的に設置いたしまして、そこで通す、通さないということをやっている自治体もあるのは調べております。ただ、なかなかそこに人を張りつけて、時間を区切ってでも、そこにバリケードを設置するのもなかなか危険が伴う作業ですので、我々としましては、町外からあ

そこの道路を通る方に対して大きく表示をして啓発することが有効ではないかと今のところは 捉えております。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 今のバリケードはいいですね。ぜひこれを実現してください。

一つ目の国土交通省のハンプの設置は、設置がなじむ場合は設置するという意味なのですか。 この国土交通省の実証実験というのは、どうなのですか。

- 〇議長(根津公男君) 武田政策財政課主幹。
- **〇政策財政課主幹(武田貴博君)** ハンプの設置につきましては、一定の速度の減速効果はあったところですが、何せ、あそこの道路を5トン以上のトラックが通りますと、ハンプの破損につながってしまうということがこの実証実験の中で見られたところです。

ですから、ハンプの設置による速度抑制というのは、ある程度の効果があったところですが、その反面、ハンプ自体が破損したり、ハンプの上を通ることによる騒音が地域の住民の皆様にご迷惑をかけてしまうデメリットもあったところでございます。ハンプにつきましては、この後、ゾーン30プラスの中で、全く設置をしないと考えているわけではないのですが、設置の箇所につきましてはもう少し検討が必要かと考えてございます。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** では、入ってはいけない重量のある車両が通過したということがこの調査で分かったので、そこは通られないようにしてバリケードを張るのが一番よろしいのではないかという方法もあるということです。それはぜひ町としても考えてほしいです。

それから、急勾配だから設置がなじまないという結論に至ったというのは、何なのですか。 道路をああいうふうに改良したわけですから、急勾配であろうが、緩勾配であろうが、こうい うなじまないという結論になるのですか。この報告はちょっと違うのではないですか。

- 〇議長(根津公男君) 武田政策財政課主幹。
- ○政策財政課主幹(武田貴博君) なじまないという省略した言い方になってしまいますが、あそこの勾配につきましては、道道から下がって来る車が多い道ではあるのですけれども、道道の速度と町道の速度を同じ感覚で走ってしまうところがあります。そのため、勾配であっても速度を抑制しないで走ってしまう傾向が見られるということがこの実証実験で確認できておりますので、我々としては、あそこは、道道から入ってくる道路であっても、時速30キロ規制の道路であるところを強く表示、啓発して、それでも速度を抑制する車が少ないということであれば、ハンプの複数設置というふうに考えてございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** これは、交通事故が起きてしまったら、もう既に遅しなのですよ。そういう意味で、注意喚起もそうだし、交通事故を起こさないような環境を整えるということが一番なのです。そういう意味で、早期に手を打つということが求められるのではないでしょうか。

最近、町道豊浦中学校線はもちろんのこと、町道豊浦小学校線は、ラーメン橋のところから上がっていく道路の路線だと思うのですが、カーナビが普及したせいか、あそこも通って中学校線に行くという車も結構あるのです。函館ナンバー、札幌ナンバー、いろいろあるのですけれども、そこもきちんと規制対象にしないと、今度は抜け道を通っていくことになりますから、そこら辺の対策は考えているのですか、伺います。

- 〇議長(根津公男君) 武田政策財政課主幹。
- 〇政策財政課主幹(武田貴博君) 議員がおっしゃるように、ラーメン橋のところから上がっ

てくる小学校線につきましても、かなり速度を上げて上っていっているのは認識してございますので、あちらの入り口につきましても、ゾーン30プラスのエリアとして、入り口に速度抑制を啓発するものを設置するということで検討しております。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** もう一つの路線があるのです。町道東雲桜線です。冬はゲートを閉めるのですけれども、夏は1軒のためにあそこを開けるという路線なのです。ほかの人は閉めてくれと言うのですが、自治会長は、1軒のためにどうも納得がいかないけれども、開けざるを得ないのだということですが、あそこはそういう規制対象になっているのですね、伺います。
- 〇議長(根津公男君) 武田政策財政課主幹。
- ○政策財政課主幹(武田貴博君) 今おっしゃった道路は東雲桜線ですが、確かに、過年度におきまして、そのような議論があったと認識しておりますので、あちらの道路につきましても、このゾーン30プラスのエリアと同じような対策をすると考えておりますし、ゾーン30プラスの取組というのは、地域住民の方の合意形成が必要になってございますので、その上で地域の方々の意見をいただいた上で計画を作成してまいりたいと考えてございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 武田主幹の言うゾーン30プラスを実現して、地域住民の協力も必要だとすれば、皆さんで、もっと環境のいいエリアにするということですから、期待しております。 この交通安全対策をぜひ実現していただきたいと思います。

交通安全対策については、以上であります。

最後の質問は、ジェンダー平等の取組についてです。

小樽市で、4月から小中学校全29校で生理用品の設置が行われております。本町でも生理の 貧困対策が広がりつつあります。また、パートナーシップ制度も300を超える自治体で施行され ております。道内でも札幌市、函館市、帯広市、北見市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、北斗 市が今年4月から始まり、導入に向けた準備を進めている自治体もさらにあるようです。担当 する所管を位置づけたジェンダー平等の本町での取組を伺うものであります。

生理の貧困対策ともう一つは、パートナーシップ制度の施行について伺うものであります。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- 〇町長(村井洋一君) 5番目、ジェンダー平等の取組についてお答えいたします。

1点目の生理の貧困対策についてですが、豊浦中学校においては、令和3年10月から、各小学校及び豊浦町中央公民館においては、令和3年12月から女子トイレに生理用品を設置しております。

また、令和4年度より社会福祉協議会への委託事業として、女性の貧困対策事業(つながり サポート型相談窓口設置事業を開始し、豊浦駅、大岸駅、礼文駅、とわに一、社会館、東雲公 園、海浜公園の各女子トイレに、生理用品と相談窓口の連絡先カード、アンケート用紙を設置 しているところでございます。

2点目のパートナーシップ制度施行についてですが、生理の貧困同様、ジェンダー平等の取組を所管する総務課を中心とし、現在施行されている自治体の状況や内容等を参考に、関係課と協議を重ね、本町の今後の取組方針や制度設計等について研究してまいります。

- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 今、答弁がありましたが、生理の貧困対策ということで、各施設に生理用品と相談カードを設けているということであります。これらの事業費というのは、どのぐらいになっているのですか。その内容はどういうふうになっているのですか。

- ○議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- 〇総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) まず、学校以外のお話をさせていただきますが、 社会福祉協議会の委託事業ということで、各公共施設のトイレに置いている生理用品とか相談 窓口については、総事業費的には40万円で、そのうち、実は補助金を30万円いただいてござい ます。この補助金というのは、地域女性活躍推進交付金を活用させていただいて、メインは相 談とかそういった部分ですが、実際に相談というのは、ほぼない状況で、生理用品を各公共施 設に置いており、総事業費としては、40万円のうち30万円を交付金としていただいて、自己資 金としては10万円でこの事業を実施しているところでございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 社会福祉協議会に委託しているということですから、相談窓口を設けていると。もし相談があれば、ちゃんと対応できる相談員というのは置いてあるのですか。どういう設置状況ですか。
- ○議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- ○総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) 一応、女性の職員が相談員として常駐しております。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 恐らく、1名ということで、相談窓口を設けておるのですが、生理だけではなくて、そのほかの相談というか、いわゆるジェンダー平等全体の相談窓口もあるのですか。
- ○議長(根津公男君) 藤原総合保健福祉施設事務長。
- **〇総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君)** このつながりサポートについては、基本的には、 生理の貧困といいますか、女性の貧困等の相談業務というのがメインで、ジェンダーの部分に ついてはこちらの業務に入ってございません。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 範囲が分かりました。かなり絞った中での事業だということで、補助金をもらうわけですから、制限されたことしかできない格好になるだろうと思いますが、もうちょっと拡充して、いろいろなことをやれればと思います。

さて、もう一つのパートナーシップ制度のことでありますが、どういう事業か分かっておりますか。発表していただけますか。

- 〇議長(根津公男君) 石川総務課長。
- ○総務課長(石川壮輔君) パートナーシップ制度についてでございます。こちらにつきましては、現在の法制度では、同性婚が認められていないということから、自治体ができる範囲で、家族と同じように、できるだけ認めるという制度となっておりまして、人権擁護の一環という考えております。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 先ほど、札幌市のホームページを見ましたら、このパートナーシップは、性的マイノリティーの方の気持ちを受け止める取組として、日常生活を相互に協力し合うことを約束した関係を市長に宣言し、宣言された市長はそれを認めるというような制度で、夫婦別姓を夫婦として扱ったり、公営住宅にも入れる、そういうことでもあるのですね。

本町は、そういうことはまだやっていないのですね。公営住宅もそういう同性婚の人は入られるのですか。

〇議長(根津公男君) 石川総務課長。

- ○総務課長(石川壮輔君) 当町は、パートナーシップ制度はやっておりませんが、公営住宅に関しましては、令和2年3月に条例を改正して、そちらの同居者要件は、これまでは親族、婚姻関係を結んでいる夫婦とか、そういったところが要件になっていたのですが、このときにその同居者要件というのは条例から削除されております。ですから、実質的にはパートナーの方と同居することは可能という状況でございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- **○1番**(山田秀人君) 取組方針、制度設計については、これから研究してまいるということですが、昨日か一昨日に法律が通りまして、当事者はえらい怒っていたということですから、これらもよく研究して、同性であろうと、それから、性的マイノリティーの方もいますから、そういう方もきちんと差別なく居住できるような環境が必要だと思います。ぜひ、このことについては、取組を早めて、実現に向けてやっていただきたいということです。

このことは、それぞれの町でもいろいろと研究しているようですから、専任者を定めて、ジェンダー平等も含めてやるべきだと思いますが、いかがですか。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君)** ジェンダー平等、パートナーシップ制度等におきましても、特にパートナーシップ制度については、自治体が条例や要綱を定め、その中で婚姻相当の関係と認める制度であるということでございますので、これによりまして不利益は出てこないものと思っておりますし、なお、研究しながら対応していきたいと考えてございます。
- 〇議長(根津公男君) 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 質問を終わります。
- ○議長(根津公男君) 以上をもちまして、本日の一般質問を終結いたします。 明日は、渡辺議員の一般質問を行います。 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎散会宣告

○議長(根津公男君) 本日は、これをもって散会といたします。 大変お疲れさまでございました。

午後3時11分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年6月12日

議長

署名議員

署名議員